

宮 城 県 ご み 処 理 広 域 化 計 画

平成11年3月

宮 城 県

はじめに

今日の環境問題は、大量生産・大量廃棄型の社会・文明構造に起因する社会経済活動の拡大等を背景として、廃棄物の増大、資源の枯渇、地球温暖化など、身近な生活から地球規模に至るまで大きな広がりをもたらし、その影響は人類の生存基盤をも脅かしかねない事態になっています。

こうした問題の多くは、人々の通常の事業活動や日常生活に伴って生じる環境への負荷の増大が原因となっていることを考えますと、県民や事業者が、それぞれの立場でライフスタイルや社会経済システムを根本的に見直し、環境の保全という価値が何にも増して重視されるような行動規範を確立していくことが強く求められています。

特に廃棄物の問題については、健全な地域環境を確保するとともに地球環境保全の観点から、減量化・リサイクルに積極的に努め、資源循環型社会構築に向けた取り組みを進めていく必要があります。

今回策定いたしました「宮城県ごみ処理広域化計画」は、今後の一般廃棄物処理体制を整備するための指針となるもので、リサイクルの推進、ダイオキシン類の排出削減、処理コストの縮減等、適正な廃棄物処理を進めるに当たっての課題に対応するものであります。

今後この計画を推進することにより、循環型社会システムの構築を促進し、県環境基本計画に掲げる「みどりの風かおり健全で恵み豊かなみやぎ」の創造に寄与していきたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

平成11年3月

宮城県知事 浅 野 史 郎

目 次

第1章 序 論

1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定体制	2
3	計画策定の経緯	3

第2章 ごみ処理の現状と広域化の方向

1	ごみ処理の現状と課題	4
2	広域化の基本方向	8
3	施設整備の基本方針	9
4	広域ブロック区割り	10

第3章 ブロック別施設整備計画

1	仙南ブロック	12
2	名取・亶理ブロック	13
3	仙台・富谷ブロック	14
4	宮城・黒川ブロック	15
5	大崎・栗原ブロック	17
6	石巻ブロック	18
7	気仙沼・登米ブロック	20

第4章 広域化の効果

1	ダイオキシン類の削減	22
2	ごみ減量化, リサイクルの推進	23
3	事業コストの縮減	24

第5章 広域化の推進

1	推進体制	25
2	新たな廃棄物行政の推進に向けて	26

資料編

1	ごみ焼却施設の現状	28
2	ごみ焼却施設整備の推移	32
3	一般廃棄物処理事業経費	37
4	焼却対象ごみ量の予測	38
5	ごみ処理方式の概要	39
6	ごみ処理の広域化に関する県民意識調査結果の概要	45
7	ごみ処理広域化検討会委員名簿	54

第1章 序 論

1 計画策定の趣旨

ダイオキシン類の多くが廃棄物の焼却施設から排出されていることが指摘され、社会的に大きな関心を集め、今後の廃棄物行政にとってその対策が大きな課題の一つとなっている。

厚生省においては平成9年1月に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン（以下「新ガイドライン」という。）」を策定し、一般廃棄物焼却施設に係るダイオキシン類排出削減の方策の一つとして、高度な処理機能を有する大規模施設への集約化の方向を示した。

本県は、早くからごみの広域処理に取り組んでいるが、減量化やリサイクルの推進等現在のごみ処理に課された問題に的確に対応し、総合的かつ効率的なごみ処理を進めるためには、市町村や一部事務組合の広域的連携の一層の推進を図る必要がある。

本計画は、「新ガイドライン」に基づき策定するものであり、広域処理を行う際の「広域ブロック」の設定や各ブロックの施設整備計画、過渡期におけるごみ処理方法、ダイオキシン類排出の将来推計等、本県の新たなごみ処理体制を整備する上での指針となるものである。

また、この計画は広域のごみ処理体制構築の基本的な考えを示したものであり、今後各ブロック毎に実施計画を策定し、広域化に向けて具体的に施設整備を図っていくものとする。

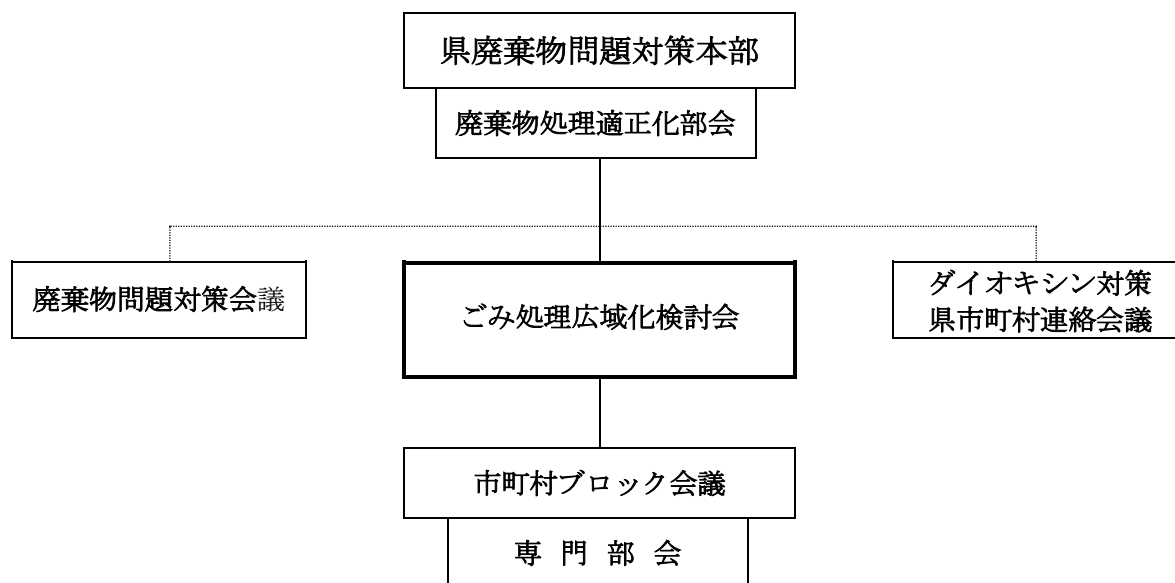
計画期間は平成11年度から10ヶ年間であるが、既存施設の耐用年数を考慮し、必要に応じさらに10年程度先までを視野に入れた内容とした。

なお、本計画は今後のごみ処理を取り巻く環境や経済社会状況が大きく変化した場合には、適宜見直しを図って行くものとする。

2 計画策定体制

計画策定に当たっては、市町村代表と県関係者で構成する「ごみ処理広域化検討会」を中心として、次の体制のもとに検討を進めた。

計 画 策 定 体 制



- ・ 廃棄物問題対策本部：県の各部局長で構成（本部長 第一順位副知事）
- ・ 廃棄物問題対策会議：県民各界有識者 18 名で構成
（会長 塚本哲人東北大学名誉教授）
- ・ ダイオキシン対策県市町村連絡会議：県・市町村・一部事務組合の廃棄物主管課長等で構成
- ・ ごみ処理広域化検討会については、資料編 5 4 ページ参照

3 計画策定の経緯

本計画は、平成9年度及び10年度の2ヶ年にわたって策定作業を進めた。その主な経緯は次のとおりである。

組 織 年 度	ご み 処 理 広域化検討会	市町村等会議	廃 棄 物 問 題 対 策 会 議	廃 棄 物 問 題 対 策 本 部	備 考
平成9年度	第1回 (12/22) 第2回 (3/25)	担当課長会議 (8/20) ブロック別 助 役 会 議 (10～11月)	 対策会議 (3/27)		県民意識調査 (1～2月)
平成10年度	第3回 (4/14) 第4回 (6/25) 第5回 (8/20) 第6回 (10/16) 第7回 (3/23)	担当課長会議 (4/28) 町 村 長 会 議 (7/1) 担当課長会議 (8/26) ブ ロ ッ ク 会 議	 対策会議 (6/29) 対策会議 (3/29)	 適正化部会 (8/24) 適正化部会 (3/29)	

第2章 ごみ処理の現状と広域化の方向

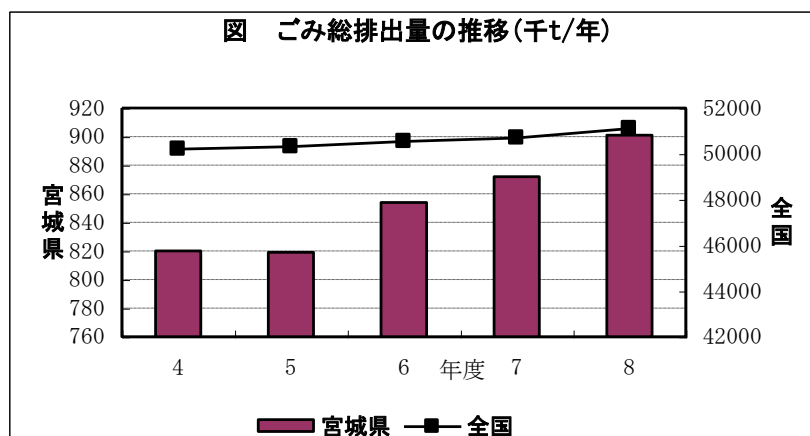
1 ごみ処理の現状と課題

(1) 現 状

① ごみの排出状況

本県における平成8年度の一般廃棄物の総排出量は 901 千 t で、対前年比 3.3 %増加している。

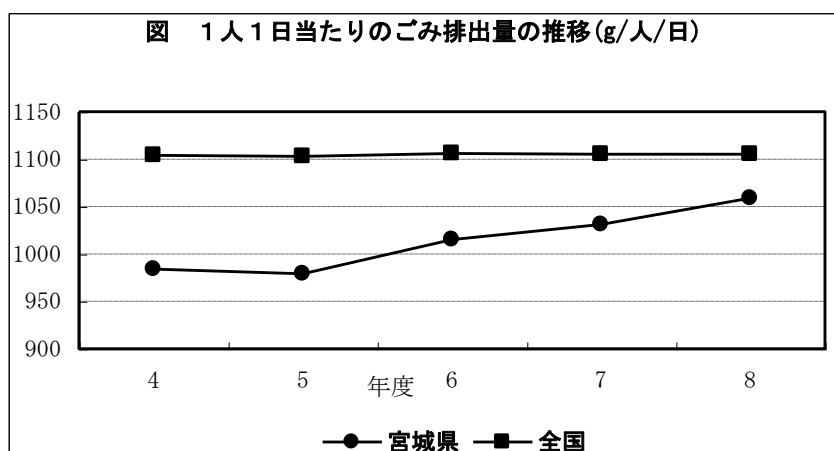
平成4年度の総排出量を 100 とすると平成8年度は 110 となり、年平均で 2.3 %ずつ増加している。



② 1人1日当たりのごみ排出量の推移

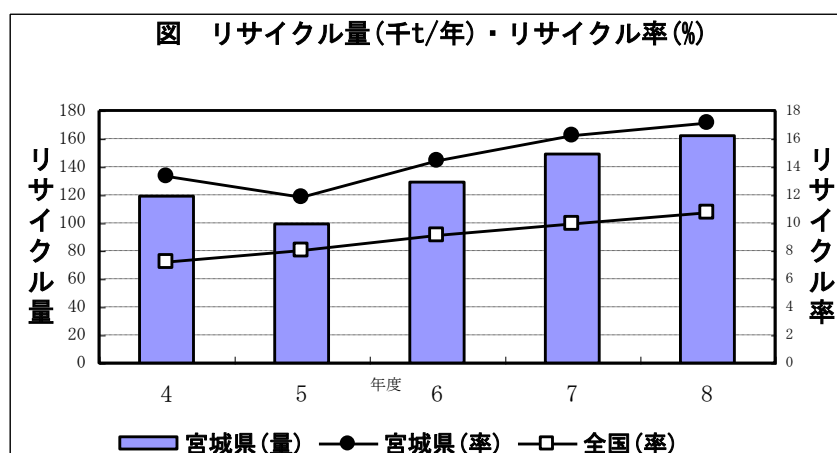
県民1人1日当たりの一般廃棄物の排出量は、平成8年度で 1,059 g となっており、対前年比で 2.7%増加している。

平成4年度実績 984 g /人 /日を 100 とすると、平成8年度は 108 となり、年平均で 1.8%増加している。



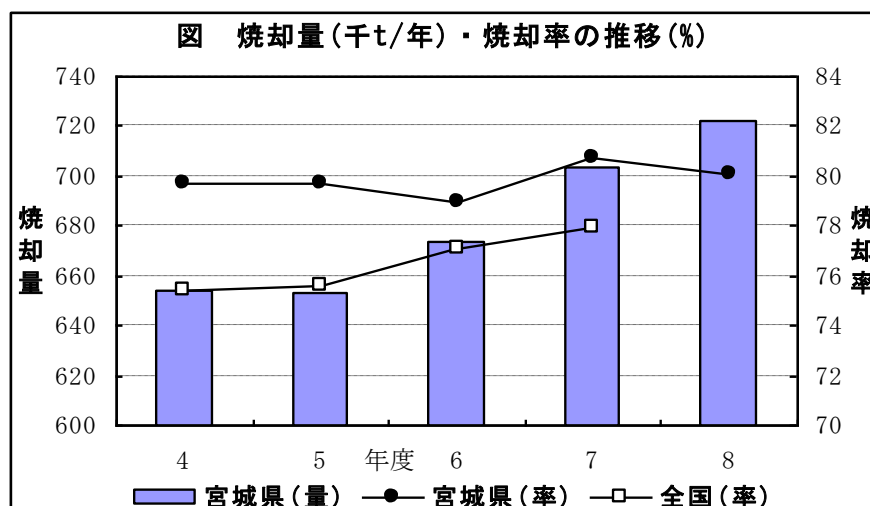
③ リサイクルの状況

平成8年度に市町村において分別収集や中間処理により資源化された一般廃棄物は113千tで、これに集団資源回収量49千tを加えたリサイクル量は162千tとなり、対前年比で8.7%増加している。リサイクル率は17.1%と、対前年比0.9ポイント増加しており、全国的に見て高いレベルにある。



④ 焼却処理の状況

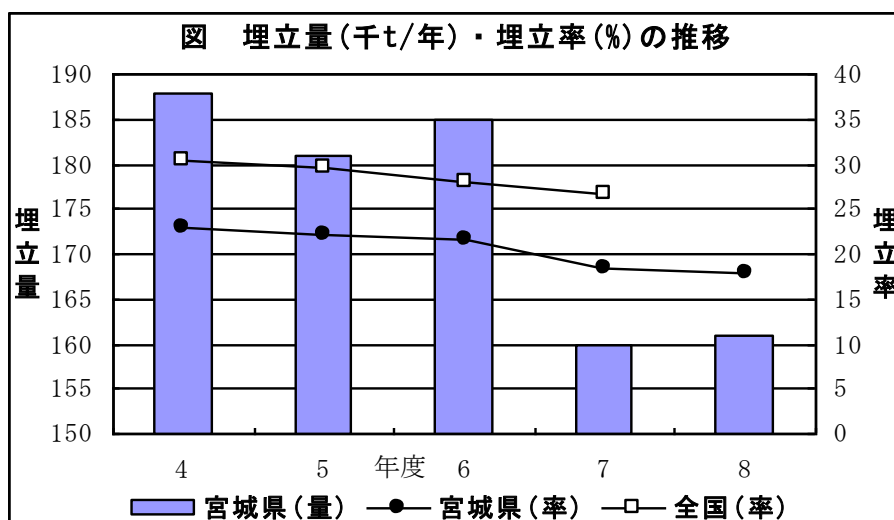
平成8年度に焼却された一般廃棄物は722千tで、微増傾向で推移している。



⑤ 埋立処分の状況

平成8年度に埋立処分された一般廃棄物は161千tで、対前年比1.0%増加しているが、総排出量に占める埋立率は17.9%と対前年比0.4ポイント減少している。

平成4年度に比べ、埋立量・埋立率とも減少傾向にある。



(2) 課 題

本県の一般廃棄物の処理にあたっての主な課題は、次のとおりである。

① 減量化の推進

全国の総排出量が横ばいで推移している中、本県ではここ5年間で年平均2.3%、1人当たりの排出量も平均1.8%ずつ増加している。

埋立率、焼却率が減少傾向ないしは横ばいで推移し、リサイクル率が全国的にも高レベルにあることは、資源化への着実な取り組みが行われていることを窺わせるが、今後、ごみの排出抑制に一層努める必要がある。

なお、リサイクル率は平成8年度で17.1%になっているが、「宮城県環境基本計画」では平成17年度におけるリサイクル率を25%とすることを目標としており、一層の取組みを進める必要がある。

② ダイオキシン類の排出削減

焼却施設からのダイオキシン類の排出状況を見ると、施設規模が小さくなると排ガス中のダイオキシン類濃度が高くなる傾向にあり、炉形式では機械化バッチ炉で高く、全連続炉で低い傾向にある。このことから速やかに広域化（大規模全連続炉への集約化）を推進し、ダイオキシン類の可能な限りの排出削減に取り組む必要がある。

なお、新ガイドラインの示す恒久対策基準を満足しているのは、平成9年度末で11施設（35.5%）に止まっている状況にある。

③ 未利用エネルギーの有効活用

地球温暖化、資源枯渇等の地球環境問題への対応という観点から、焼却に伴って発生する廃熱等のエネルギーの積極的活用を図ることが求められているが、本県においては焼却能力の関係もあり、その活用は十分とはいえない状況にある。

今後は、大規模施設へ集約化を図ることにより、未利用エネルギーの有効活用を積極的に推進する必要がある。

○廃棄物焼却施設の排ガス中ダイオキシン類濃度基準（廃棄物処理法施行規則）

燃焼室の処理能力	新設の施設 (H9.12.1～)	既 設 の 施 設		
		施行時 (H9.12.1～ H10.11.30)	施行1年後 (H10.12.1～ H14.11.30)	施行5年後 (H14.12.1～)
4トン/時以上	0.1 ng/Nm ³	適用猶予	80 ng/Nm ³	1 ng/Nm ³
2トン/時以上 4トン/時未満	1 ng/Nm ³			5 ng/Nm ³
2トン/時未満	5 ng/Nm ³			10 ng/Nm ³

○恒久対策基準（新ガイドライン）

炉 の 種 類	区 分		基 準 値
全 連 続 炉	新 設 炉		0.1 ng/Nm ³
	既設炉	旧ガイドライン適用炉	0.5 ng/Nm ³
		旧ガイドライン非適用炉	1 ng/Nm ³
准連続炉等	既設炉	連続運転	1 ng/Nm ³
		間欠運転	5 ng/Nm ³

※公営の一般廃棄物焼却施設については、上記廃棄物処理法施行規則の定める基準よりも厳しい本基準値を満足することが求められる。

○本県一般廃棄物焼却施設のダイオキシン類排出状況（平成9年度）

炉 形 式	ダイオキシン類の 排 出 状 況 (ng-TEQ/Nm ³)	ダイオキシン類の 1 施 設 当 り の 単 純 平 均 (ng-TEQ/Nm ³)	恒 久 対 策 基 準 達 成 施 設 数
全 連 続 炉	0.05～ 6.13	1.90	2／ 5 (40.0%)
准 連 続 炉	0.58～40.00	12.41	5／17 (29.4%)
機械化バッチ炉	0.74～270	41.54	4／ 9 (44.4%)
計	0.05～270	19.32	11／31 (35.5%)

※ 恒久対策基準達成施設数の欄は、（達成施設数）／（当該炉形式施設数）と達成施設の割合である。

2 広域化の基本方向

本計画は、ごみの排出抑制を基本とし、資源化・リサイクルの推進、ごみ焼却に伴って発生するダイオキシン類の削減、最終処分場の安全性の確保等、今後の新たなごみ処理体制の整備を進める上での指針となるものである。

従って、本計画は、ダイオキシン対策等緊要の取り組みにも配慮しながら次のような方向のもとに広域化を推進し、中長期的なごみ処理の課題に対応しようとするものである。

① ごみの減量化と資源化・リサイクルの推進

ごみ処理に当たっては、焼却処理の対象となるごみ量の削減が最も肝要であるので、広域的にごみの排出抑制に努めるとともに資源化・リサイクルシステムの統一を図り、その普及・啓発に努める。また、ごみの焼却により発生するエネルギーの有効利用を積極的に推進する。

② ダイオキシン類の排出削減

ごみ焼却施設については、恒久対策基準の早期達成を目指し、施設の構造・耐用年数等を勘案しながら、既存施設の改良あるいは廃止・新設の措置を講ずる。

③ 焼却残渣の高度処理と有効利用の推進

今後新設される焼却施設については、焼却残渣の溶融等高度処理が可能な施設とする。

また、既設の焼却施設についても焼却残渣の高度処理施設の整備を含む改良等を検討する。溶融スラグについては、積極的に資源化・有効利用の促進を図る。

④ 最終処分場の確保

資源化・リサイクルの推進と焼却残渣の高度処理により最終処分場の延命化を図るとともに、より信頼性の高い最終処分場の整備を推進する。

⑤ ごみ処理コストの縮減

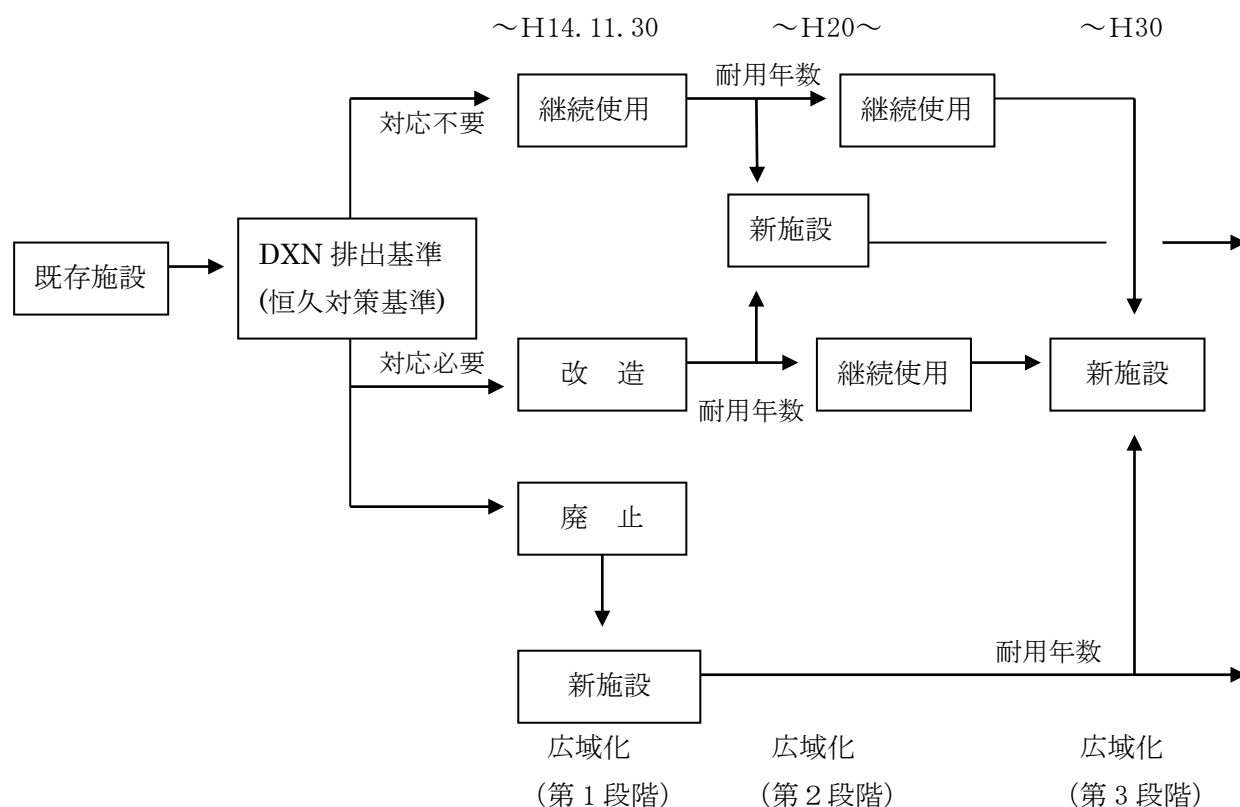
今後のごみ処理施設は、極力環境に負荷を与えない高度の処理機能を持つことが求められるが、そのような施設を維持するためには、ごみ処理事業に要する経費の縮減に鋭意努める必要がある。このため、施設の整備及び維持・管理面ではできるだけ広域的に集約化するとともに、ごみの収集・運搬面では、システムの統合化や中継施設の整備等により、効率的な処理体制の構築を図る。

3 施設整備の基本方針

広域的なごみ処理体制構築に向け、今後次のような考え方のもとにごみ処理施設の整備を進めるものとする。

- ① 今後建設するごみ焼却施設は、1日当たりの焼却能力100ト以上の全連続炉とするとともに、発電を中心とした廃熱利用設備を整備する。
- ② 灰溶融施設の単独設置を含め、焼却残渣の高度処理設備を整備する。
- ③ 焼却処理量を極力低減するため、リサイクルプラザや汚泥再生処理センターを積極的に整備する。
- ④ 広域的利用も視野に入れた、安全性と信頼性の高い最終処分場を整備する。

ごみ焼却施設整備基本フロー



4 広域ブロック区割

(1) ブロック区割設定の考え方

広域的なごみ処理体制構築の単位となる市町村ブロック（「広域ブロック」）の区割りは、次の考え方により行うこととした。

- ① 各広域ブロック内を対象として、今後新たに設置される焼却施設の規模が100t／日以上となるように、現行の6つの広域市町村圏及び仙台都市圏内4ブロック（仙台市、北部ブロック、東部ブロック、南部ブロック）の10のエリアを基礎単位としてその組合せ又は単体により広域ブロックを構成する。
- ② ①の考え方を基本としつつ、具体的な区割設定に当たっては、市町村の意向を尊重する。

(2) ブロック区割り

上記の考え方のもとに検討を進めた結果、次表のように広域ブロック区割を設定することとした。

なお、本区割りは、新規焼却施設の規模100t／日以上を目途とするものであるが、ごみ処理に伴う環境負荷総量の低減、リサイクル（エネルギー回収）の効率化等のごみ処理広域化の理念をよりの確に実現するためには、さらなる大規模集約化に向けて広域化を推進することが必要と考えられる。この観点から、本7ブロックは、超長期的には4ブロック程度に再編されることが望ましい。

ブロック区分	人口(万人)	面積(km ²)	構 成 市 町 村 名
仙 南	19.8	1,551.4	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町 柴田町, 川崎町, 丸森町
名 取 ・ 亘 理	13.9	234.0	名取市, 岩沼市, 亘理町, 山元町
仙 台 ・ 富 谷	1,010.0	832.6	仙台市, 富谷町
宮 城 ・ 黒 川	23.0	507.3	塩竈市, 多賀城市, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町 大郷町, 大衡村
大 崎 ・ 栗 原	31.4	2,329.0	古川市, 中新田町, 小野田町, 宮崎町, 色麻町, 松山町 三本木町, 鹿島台町, 岩出山町, 鳴子町, 涌谷町, 田尻町 小牛田町, 南郷町 築館町, 若柳町, 栗駒町, 高清水町, 一迫町, 瀬峰町, 鶯沢町, 金成町, 志波姫町, 花山村
石 巻	23.4	722.5	石巻市, 河北町, 矢本町, 雄勝町, 河南町, 桃生町, 鳴瀬町, 北上町, 女川町, 牡鹿町
気仙沼・登米	20.1	1,101.6	気仙沼市, 志津川町, 津山町, 本吉町, 唐桑町, 歌津町 迫町, 登米町, 東和町, 中田町, 豊里町, 米山町, 石越町 南方町

3 章 ブロック別施設整備計画

仙南ブロック

(1) 施設整備の基本方針

- ① 焼却施設は現有施設の内最も新しい施設の耐用年数等を勘案して新施設を設置し統合する。その間，2施設を改造の上統合し，過渡期（H14）の対応を行う。
- ② 新施設の整備にあたっては，焼却残渣の高度処理等環境負荷の低減に努めるとともに，廃熱の利用等エネルギーの有効活用を図る。
- ③ その他の施設については，耐用年数等を考慮し随時整備を行う。

焼却施設

現有施設		14 年対応		整 備 目 標			
施設数	総処理能力	施設数	総処理能力	施設数	総処理能力	建設予定	排ガス中のダイオキシン濃度
4	280t／日	2	220t／日	1	200t／日	H22 ～24 年	ng-TEQ/Nm ³ 0.1 以下

粗大ごみ処理施設

平成 20～21 年頃に新施設を設置する。

最終処分場

平成 10 年 1 月に新施設が操業開始している。

し尿処理施設

現在の 3 施設を将来は 1 施設に統合する。

リサイクル関連施設

生ごみのコンポスト化施設を整備する。

(2) ごみ減量化・リサイクルの推進について

分別収集の徹底に努めながら，紙類・ビニール類，生ごみ類について積極的に資源化を図り，焼却ごみの減量化とリサイクルを推進して行く。

(3) 今後の検討課題

- ・分別収集の徹底による減量化の推進
- ・分別及び資源化の方法（特にビニール・プラスチック類）

名取・亶理ブロック

(1) 施設整備の基本方針

- ① ごみ処理については、広域行政事務に移行することを前提として2市2町で行って行く。
- ② 焼却施設については、平成14年12月を目途に1ないし2ヶ所に集約化を図る。
- ③ 最終処分場の延命化やダイオキシン類削減対策を考慮し、なるべく早期に焼却灰溶融固化施設の設置について検討する。

焼却施設

現有施設		14年対応		整備目標			
施設数	総処理能力	施設数	総処理能力	施設数	総処理能力	建設予定	排ガス中のダイオキシン濃度
3	195t/日	2(1)	195t/日	1	300t/日	H23	ng-TEQ/Nm ³ 0.1以下

粗大ごみ処理施設、最終処分場

粗大ごみ処理施設及び最終処分場については、それぞれ施設を所有しているが、今後広域処理を念頭に置きながら検討する。

し尿処理施設

し尿処理については、すでに本ブロック構成市町において、「亶理名取共立衛生処理組合」を組織し処理を行っており、ブロックの広域化は達成されている。

リサイクル関連施設

リサイクル関連施設については、今後廃止される焼却施設等の用地の有効活用を含めて検討する。

(2) ごみ減量化・リサイクルの推進について

容器包装リサイクル法の平成12年度完全実施を契機に、ブロック内のごみ収集体制を統一し、リサイクルの徹底を図る。

また、環境教育、啓発、広報等の機能を持ったリサイクルプラザを設置し、リサイクルの推進に取り組む。

(3) 今後の検討課題

現在、名取市と岩沼市・亶理町・山元町においては、ごみの分別方法が異なり、収集体制も含めて統一化の検討を進める。

また、新施設(H23)の設置に向け、建設候補地、新技術の導入についても検討して行く。

仙台・富谷ブロック

(1) 施設整備の基本方針

- ① 平成 14 年のダイオキシン類排出規制に対応するため、それぞれ既存施設の改造等を行い、平成 17 年度の新施設稼動時から共同処理を行う。
- ② ごみの減量化、リサイクルを一層推進し、ごみの焼却処理率の低減を図る。
- ③ 新施設の整備にあたっては、ダイオキシン類の排出削減、焼却残渣の高度処理等環境負荷の低減に努めるとともに、エネルギーの有効活用を図る。

焼却施設

現有施設		14 年対応		整 備 目 標			
施設数	総処理能力	施設数	総処理能力	施設数	総処理能力	建設予定	排ガス中のダイオキシン濃度
5	1,910 t/日	4	1,830 t/日	3 (うち新施設 1)	1,980 t/日	H17 (新施設)	ng-TEQ/Nm ³ 既設 1.0 以下 新設 0.01 以下

粗大ごみ処理施設

現有施設を有効活用する観点から、それぞれ独自に処理を行う。

最終処分場

富谷町の可燃ごみの焼却灰は、仙台市の設置する施設で埋立処分を行う。

し尿処理施設

それぞれ独自に処理するが、富谷町は黒川地区行政事務組合で処理（将来宮城・黒川ブロックで共同処理）を行う。

リサイクル関連施設

それぞれ独自に処理を行う。

(2) ごみ減量化・リサイクルの推進について

- ① 仙台市一般廃棄物処理基本計画を改定し、次のような数値目標を設定してごみの減量化、リサイクルのための各種施策を推進して行く。

目標年度（平成 22 年度）において

イ 一人一日当たりのごみ排出量 ⇒ 平成 7 年度レベル（1,217g/人・日）

ロ リサイクル率 ⇒ 30%

- ② 富谷町においても、一般廃棄物処理基本計画を改定し、ごみの減量化、リサイクル施策を推進して行く。

(3) 今後の検討課題

処理費用の負担方法等について今後検討を行う。

宮城・黒川ブロック

(1) 施設整備の基本方針

- ① 焼却施設については、既存施設の改造等により過渡期（H14）の対応を行う。
- ② 新施設は、今後の技術動向等を踏まえ、焼却残渣の高度処理施設を整備し、溶融スラグの有効活用を図る。
- ③ 廃熱利用設備、生ごみの高速堆肥化施設の整備を検討する。
- ④ ブロック内のごみの分別収集方法等の統一化を進める。

焼却施設

現有施設		14 年対応		整 備 目 標			
施設数	総処理能力	施設数	総処理能力	施設数	総処理能力	建設予定	排ガス中のダイオキシン濃度
4	410t／日	3	310t／日	1	500t／日	H20 頃	ng-TEQ/Nm ³ 0.1 以下

粗大ごみ処理施設

現有施設の長期稼動を基本とする。将来的には新焼却施設の整備と合わせ、ブロック一体として整備（平成 20 年頃）を図る。

最終処分場

現有 1 施設の延命化を図りつつ現計画を推進することにより、埋立容量を確保する。
また、必要に応じて将来の焼却施設整備状況を勘案して安全で信頼性の高い最終処分場の整備を検討する。

し尿処理施設

現有施設の長期稼動を基本とする。将来的には、下水道の整備状況を踏まえ、富谷町を含めてブロック一体としての汚泥再生処理センターの整備を目指す。

リサイクル関連施設

現有施設の長期稼動を基本とする。将来的にはごみ処理施設の整備に合わせ、ブロック一体としてリサイクルプラザの整備を図る。

灰溶融施設

灰溶融施設については、将来のごみ処理施設の整備に合わせ、ブロック一体として整備を図る。

(2) ごみ減量化・リサイクルの推進について

構成市町村を中心に、これまでも住民を対象としたリサイクル啓発事業を展開するなどして、ごみの減量化、リサイクルに取り組んできている。今後は、これまでの活動に加え、地域のリサイクル活動の総合拠点としてリサイクルプラザを建設し、その中に住民、事業者、行政により構成されるごみ減量化・リサイクル推進協議会を設置するなどして、それぞれの特性に応じたごみ減量化・リサイクル活動を推進する。

(3) 今後の検討課題

① 新たに建設する焼却施設の適地選定について

- ・適地の選定に当たっては，構成市町村の共通認識のもとに検討を行う。

② ごみ処理システムの確立について

- ・構成市町村におけるごみ処理システムの統一化についてハード，ソフト両面から検討を行う。

大崎・栗原ブロック

(1) 施設整備の基本方針

- ① 新焼却施設を平成 18～20 年度を目標に建設し、集約化を図る。
- ② 焼却施設以外の施設については当面、現状の施設、処理体制を維持するものとし、今後の推移を見ながら広域処理を検討する。
- ③ ごみの減量化・リサイクルを推進し、環境負荷の低減に努める。
- ④ 広域的な収集運搬体制については、中継基地の設置を含めて検討する。

焼却施設

現有施設		14 年対応		整 備 目 標			
施設数	総処理能力	施設数	総処理能力	施設数	総処理能力	建設予定	排ガス中のダイオキシン濃度
5	341t／日	4 (5)	346t／日	1	300～400t／日	H18～20 年	ng-TEQ/Nm ³ 0.1 以下

・平成 14 年 12 月を目途に老朽化の著しい施設を廃止又は改造する。

粗大ごみ処理施設

当面は現状の処理施設、処理体制を維持する。

将来的には、今後の状況を見ながら広域的な処理について検討する。また、平成 13 年 4 月の家電リサイクル法の施行に合わせ、関連事項について検討が必要である。

最終処分場

当面は現状の処理体制を維持する。将来的には、広域的な処理について検討する。

し尿処理施設

大崎西部環境衛生組合、玉造環境衛生事務組合については、共同で汚泥再生処理センターを建設する予定である。その他については、当面現状の処理体制を維持するが、し尿汚泥や生ごみの堆肥化施設の整備を含め、広域処理のあり方について今後検討する。

リサイクル関連施設

リサイクルプラザの設置、発電や温水利用等の廃熱有効活用及びその他関連施設の整備については、今後、検討する。

(2) ごみ減量化・リサイクルの推進について

大崎地域と栗原地域では、ごみの収集方法が異なっており、ごみ処理広域化を進めるためには、収集方法等の統一化を図ることが不可欠である。

栗原地域については、平成 13 年度を目標としてできるだけ早い時期に容器包装リサイクル法に定める品目の分別収集、資源化の体制を整備し、大崎・栗原地域内の収集方法等の統一化を図る。

(3) 今後の検討課題

焼却施設の統廃合による新たな地区のごみの受け入れに対して、周辺住民の理解を得ることが難しい状況にあり、その対応について検討が必要である。

石巻ブロック

(1) 施設整備の基本方針

- ① 焼却処理量をできるだけ削減するため、ごみの分別とリサイクル、生ごみの堆肥化等を促進するとともに、リサイクルプラザの整備を進める。
- ② ごみ処理施設の整備にあたっては、焼却残渣の高度処理による減量化・無害化と溶融スラグの有効活用を図るとともに、発電等による廃熱利用を推進する。
- ③ 効率的な収集・運搬を行なえるよう、広域的な中継施設を含め、運搬体制の整備について検討する。
- ④ 石巻地域全体でごみ処理が一元的に行なえるよう、体制を整備する。

焼却施設

現有施設		14 年対応		整 備 目 標			
施設数	総処理能力	施設数	総処理能力	施設数	総処理能力	建設予定	排ガス中のダイオキシン濃度
7	322t／日	3 (うち新施設 1)	235t／日	1	200t／日	H14 (新施設)	ng-TEQ/Nm ³ 0.1 以下

・平成 14 年 12 月を目途に新施設を建設し、継続使用 2 施設をその後順次統合する。

粗大ごみ処理施設

粗大ごみの処理は現在、石巻地区広域行政事務組合で行なっているが、施設が老朽化し、各市町の粗大ごみ処理が円滑に行なえなくなっていることから、早急な新施設の整備について検討する。

最終処分場

最終処分場は現在、石巻市、矢本町、雄勝町、河南町、鳴瀬町に設置されている。また、河北地区衛生処理組合及び女川町では整備計画が進んでいる。

当分は各市町、一部事務組合の処分場での対応が可能であるが、将来的には広域化を図り、集約化していく必要がある。

し尿処理施設

し尿処理は石巻地区広域行政事務組合で一元的に行っており、処理場は 2 ヶ所、処理能力は 300kl／日（150kl 2 ヶ所）となっている。

当面はこの体制で処理を行っていく。

リサイクル関連施設

容器包装のリサイクルは現在、各市町ごとに対応しているが、今後は広域で一元的に処理を行うリサイクルプラザの整備について、焼却施設整備計画策定後速やかに検討する。

生ごみについては、地域の特性に応じて、堆肥化施設等の整備について検討する。

(2) ごみの減量化・リサイクルの推進について

- ① 容器包装リサイクル法に基づく資源ごみの分別を徹底して、リサイクルプラザ等によるリサイクルを推進し、ごみの焼却処理量及び埋立処分量を削減する。
- ② 生ごみについては、地域の特性に応じて、堆肥化施設の整備や、戸別のコンポスト容器等の設置援助を実施し、焼却処理する生ごみを減量化する。

③ 焼却残渣（燃え殻）については，溶融化してそのスラグを有効活用する。

（３）今後の検討課題

- ① 新しく導入する焼却炉（ガス化溶融炉）の機種選定，処理能力の設定，維持管理方法及び費用負担方法等
- ② ごみ処理を一元的に行えるような処理・管理体制の整備
- ③ リサイクルプラザの整備
- ④ 効率的な収集・運搬体制の整備

気仙沼・登米ブロック

(1) 施設整備の基本方針

- ① 焼却施設は、現有3施設のうち耐用年数に達した1施設を廃止し、他の2施設の改造等により、過渡的（H14）対応を行う。
- ② 新施設については、現有施設の起債の償還が完了する平成22年頃を目途に建設する。

焼却施設

現有施設		14年対応		整備目標			
施設数	総処理能力	施設数	総処理能力	施設数	総処理能力	建設予定	排ガス中のダイオキシン濃度
3	218t／日	2	242t／日	1	206t／日	H22 頃	ng-TEQ/Nm ³ 0.1 以下

粗大ごみ処理施設

現有施設（2施設）を継続使用し、焼却施設の新設と合わせて一体化を図る。気仙沼地方衛生処理組合では、家電リサイクル法の施行で施設に余裕が生じた場合は、過渡的に施設がない志津川歌津環境衛生組合の分も併せて処理して行く。

最終処分場

当面は現状の体制（4施設）を維持し、将来的には広域化も検討して行く。ただし現在施設がない志津川歌津環境衛生組合においては早急な整備に向けて検討を進める。

し尿処理施設

現状の体制（3組合3施設）を維持して行く。

リサイクル関連施設

今後検討して行く。

(2) ごみ減量化・リサイクルの推進について

現在それぞれの組合で実施している容器包装リサイクル法による分別収集、資源化を徹底して行く。

また、汚泥再生処理センターについて今後検討して行く。

(3) 今後の検討課題

① 過渡期の処理

イ 焼却施設改造に伴う問題（内容、時期、手続き等）

ロ 廃止施設に係る課題の検討

- ・受入施設への搬入に伴う経費負担等
- ・受入施設の稼働体制
- ・収集運搬体制の整備
- ・粗大ごみの処理方法
- ・灰処理と最終処分場の設置

② 新焼却施設について

- ・ 処理システムの内容（処理方式，廃熱利用，灰処理，関連施設等）
- ・ 建設場所
- ・ 収集運搬体制
- ・ 施設運営及び経費負担の方法

③ その他

- ・ 一般廃棄物処理計画の調整
- ・ ごみ減量化，リサイクルの広域的推進

第4章 広域化の効果

広域化を推進した場合の効果として、「ダイオキシン類の削減」、「ごみ減量化、リサイクルの推進」及び「事業コストの縮減」の観点から試算を行った。

1 ダイオキシン類の削減

広域化を推進した場合、一般廃棄物焼却施設からのダイオキシン類排出量の将来予測は次のとおりである。

ダイオキシン類排出量の推移

(g-TEQ/年)

ブロック名	現状排出量 平成9年	恒久対策実施後 平成14年	平成20年	平成30年
県全体	44.74	6.29	2.69	0.48
仙 南	1.52	1.10	0.34	0.04
名取・亘理	9.54	1.14	0.29	0.03
仙台・富谷	9.87	1.57	0.94	0.26
宮城・黒川	8.44	0.45	0.26	0.05
大崎・栗原	2.83	0.88	0.36	0.05
石 巻	7.01	0.52	0.13	0.03
気仙沼・登米	5.53	0.63	0.37	0.02

※排出量算定方法

・現状排出量

平成9年度の各施設の排出濃度測定結果(「資料1 ごみ焼却施設の現状」参照)及び年間焼却量から下記の算定式により算定した。

(各ブロック排出量) = Σ (ブロック内施設の現状排出量)

(施設の現状排出量) = (排出濃度測定時のごみ1トン当たり排出量) × (年間焼却量)

(排出濃度測定時のごみ1トン当たり排出量) = (実測濃度) × (測定時排出ガス量) ÷ (測定時焼却量)

・将来予測排出量

各ブロックの施設整備計画に従い、

(各ブロック排出量) = Σ (ブロック内施設の将来予測排出量)

(施設の将来予測排出量)

= (予測年における恒久対策基準値) × (ごみ1トン当たり排出ガス量) × (焼却対象ごみ量予測値)

※現状において、(予測年における恒久対策基準値)を下回っている施設については、現状値とした。また、(ごみ1トン当たり排出ガス量)は5000 Nm³とした。

2 ごみ減量化，リサイクルの推進

平成 12 年度からの容器包装リサイクル法の完全実施，平成 13 年度からの家電リサイクル法の施行に伴い，容器包装廃棄物及び廃家電製品 4 品目（テレビ，冷蔵庫，洗濯機，エアコン）については，リサイクルの法制度的な枠組みが整うことになる。

また本計画に基づき，各ブロックごとに広域処理体制の整備を図る中で，分別排出・収集及び運搬システムの統合が進むこととなり，これに伴うリサイクルプラザ等の関連施設の整備とも相まって，より効率的なごみの資源化，リサイクルの進展が見込まれる。

さらには，ブロック別施設整備計画に示すように，いくつかのブロックでは，生ごみの堆肥化施設，汚泥再生処理センターの計画があることから，ごみ焼却量の削減も期待できる。

容器包装廃棄物のリサイクル計画量

(トン)

品 目	H11	H12	H13
無色のガラス	13,391	13,746	14,190
茶色のガラス	9,791	10,058	10,369
その他ガラス	5,403	5,498	5,632
ペットボトル	2,606	2,898	2,996
鋼 製 容 器	17,907	18,314	18,730
アルミニウム容器	4,030	4,127	4,230
紙 製 容 器	1,389	1,573	1,646
計	54,517	56,214	57,793

資料：平成 8 年度宮城県分別収集促進計画

3 事業コストの縮減

焼却処理について、現状の処理体制を継続した場合の施設改造経費と広域化を推進した場合の施設新設・改造経費（過渡期）をそれぞれ試算すると次表のとおりである。

施設の新設により、県全体で見れば建設費は増えることとなるが、改造等の経費は広域化を推進することにより削減が見込まれる。

（単位：千円）

ブロック	現体制継続の場合の施設整備（改造）経費	広域化（14 年対応時）における施設整備（新設・改造）経費	備 考
県全体	29 施設使用（26 施設改造） 30,511,280	20 施設使用（16 施設改造 2 施設新設） 36,035,710	
仙 南	4 施設使用（3 施設改造） 3,488,080	2 施設使用（1 施設改造） 1,581,510	
名取・亘理	3 施設使用（3 施設改造） 6,142,000	2 施設使用（1 施設新設 1 施設改造又は 2 施設改造） 7,268,000	14 年対応における経費は 1 施設新設 1 施設改造の場合
仙台・富谷	4 施設使用（3 施設改造） 5,854,000	4 施設使用（3 施設改造） 5,854,000	
宮城・黒川	3 施設使用（2 施設改造） 3,800,000	3 施設使用（2 施設改造） 3,800,000	
大崎・栗原	5 施設使用（5 施設改造） 3,727,200	4 施設使用（4 施設改造） 3,451,200	
石 巻	7 施設使用（7 施設改造） 5,000,000	3 施設使用 （1 施設新設 2 施設改造） 12,000,000	
気仙沼・登米	3 施設使用（3 施設改造） 2,500,000	2 施設使用（2 施設改造） 1,890,000	

※現在の 31 施設については、H14 までに 2 施設の廃止又は休止が確定している。

また、施設の維持管理経費についても、広域化により施設数が上記のように減少することに伴い、大幅な低減が可能となるが、加えて焼却廃熱を発電等に有効活用することにより、さらなるコスト縮減が見込まれる。

なお、収集運搬経費については、実際の収集運搬システムの在り方によりそのコストが左右される要素が大きい。今後各ブロックにおいて広域処理の具体化が図られる中で、それに伴う新たな収集運搬システムが検討されることになるため、現段階で広域化による収集運搬コストの変動を予測することは困難である。

第5章 広域化の推進

1 推進体制

本計画の推進に当たっては、それぞれのブロックごとに、当該構成市町村等により次のように「ブロックごみ処理広域化推進協議会」（仮称、以下「協議会」という。）を組織し、計画の具体化を図って行く。

この際県では、計画の円滑な推進のため、ブロック間の調整、技術的助言など必要な支援を行う。

① 設置目的

協議会は、関係市町村等の連携体制を確立し、この計画に基づく今後の一般廃棄物処理施設や処理システムの整備についての実施計画を策定する等により、ブロック内における資源循環型社会形成促進に資することを目的とする。

② 構成

協議会は、ブロック内市町村及び一部事務組合廃棄物担当課長等で構成し、当該ブロックを所管する保健所が運営に協力する。

なお、必要に応じ首長会議、担当者会議など各般のレベルの組織や特定課題についての専門的検討組織も設けるものとする。

③ 検討事項

イ ごみ減量化・リサイクルの推進関係

- ・ごみ減量化・リサイクルの広域的推進体制のあり方
- ・容器包装リサイクル法に基づく市町村分別収集計画の調整
- ・普及・啓発の推進

ロ 施設整備計画関係

- ・各市町村が策定する一般廃棄物処理計画の調整
- ・新設する施設の場所及び処理方式
- ・施設運営主体及び費用負担の方法
- ・収集・運搬体制の整備
- ・合意形成手法、手順の検討

ハ 地域振興計画関係

- ・利便施設、リサイクルエネルギー活用施設の在り方
- ・環境保全対策

ニ その他計画推進に当たって必要な事項

④ スケジュール

協議会は、平成11年4月以降各ブロックにおいて速やかに設置する。

なお、「施設整備計画」については、施設整備の緊急度に応じて適宜実施年度を決定する。

2 新たな廃棄物行政の推進に向けて

(1) ごみ処理広域化計画と環境保全

地球環境問題を背景とした廃棄物の資源化に対する国民の意識が高まっており、環境負荷の少ない資源循環型社会システムの構築が求められている。

「燃やす・埋める」から「資源化・リサイクル」への移行により、総合的に環境負荷の低減を図っていく必要がある。

[新たな廃棄物処理の潮流]

- ・ 容器包装リサイクルシステムの本格化
- ・ 家電リサイクルシステムの導入
- ・ サーマルリサイクル，マテリアルリサイクル，パーツリサイクル等のベストミックスシステムの確立
- ・ 未利用資源の活用（有機系廃棄物のコンポスト化，消化ガス回収等）

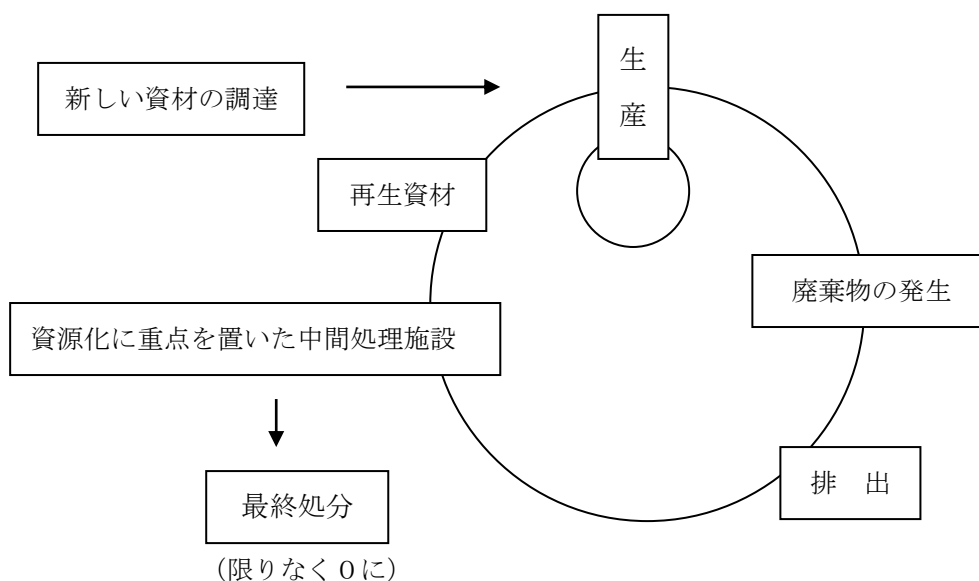
このような中，ごみ処理広域化計画は，21 世紀に向けて環境負荷の少ない持続的発展可能な地域社会を構築して行くための実行計画の一つと位置づけられるものであり，広域化計画が全国規模で実施されて行くことは非常に意義があることと言える。

今後，環境の保全に対する国民の考え方の尺度はますます厳しくなっていくであろうことを考えると，廃棄物の発生抑制，適正処理は確実に進めていかなければならない。

本県においても，県民の意向に十分配慮し，また，新技術の動向をも的確に踏まえながら，この計画を推進することにより，循環型社会システムの構築を促進していくことが必要である。

このことは，とりもなおさず県環境基本計画に掲げる「みどりの風かおり健全で恵み豊かなみやぎ」の創造に寄与することともなる。

循環型社会システムイメージ図



(2) 循環型社会システム構築に向けた施策の展開

循環型社会システムの早期構築を図るため、次の諸課題を検討し、早期に関係施策・システムの具体化を図ることが重要である。この場合、資源化・リサイクルの推進という課題における一般廃棄物と産業廃棄物の共通性を念頭に置き、両者の合わせ処理等も視野に入れながら、効率的な資源循環システムの構築を図っていく必要がある。

- ・発生抑制・リサイクルの推進

- 環境教育システムの確立……効果的な環境教育，啓発手法の開発

- 企業へのライフサイクルアセスメント等の環境マネジメントの実践の支援

- ・処理施設の計画的な整備

- 施設立地に係る合意形成手法の確立

- 処理技術開発と施設の質的向上

- ・処理施設の環境リスク管理

- 廃棄物適正管理・自己評価システムの導入

- ……廃棄物管理目標，管理計画，管理マニュアルの策定

- 環境管理・監査制度の導入

- ・情報管理システムの構築

- 環境関連情報の整備・提供

なお、廃棄物問題は、国民全てが直接、間接にかかわりをもっていることからすれば、循環型社会システム構築のためには、企業、消費者、行政が良きパートナーシップのもとに、それぞれの立場で可能な役割と責任を果たしていく必要があることはいうまでもない。

資料編

1 ごみ焼却施設の現状

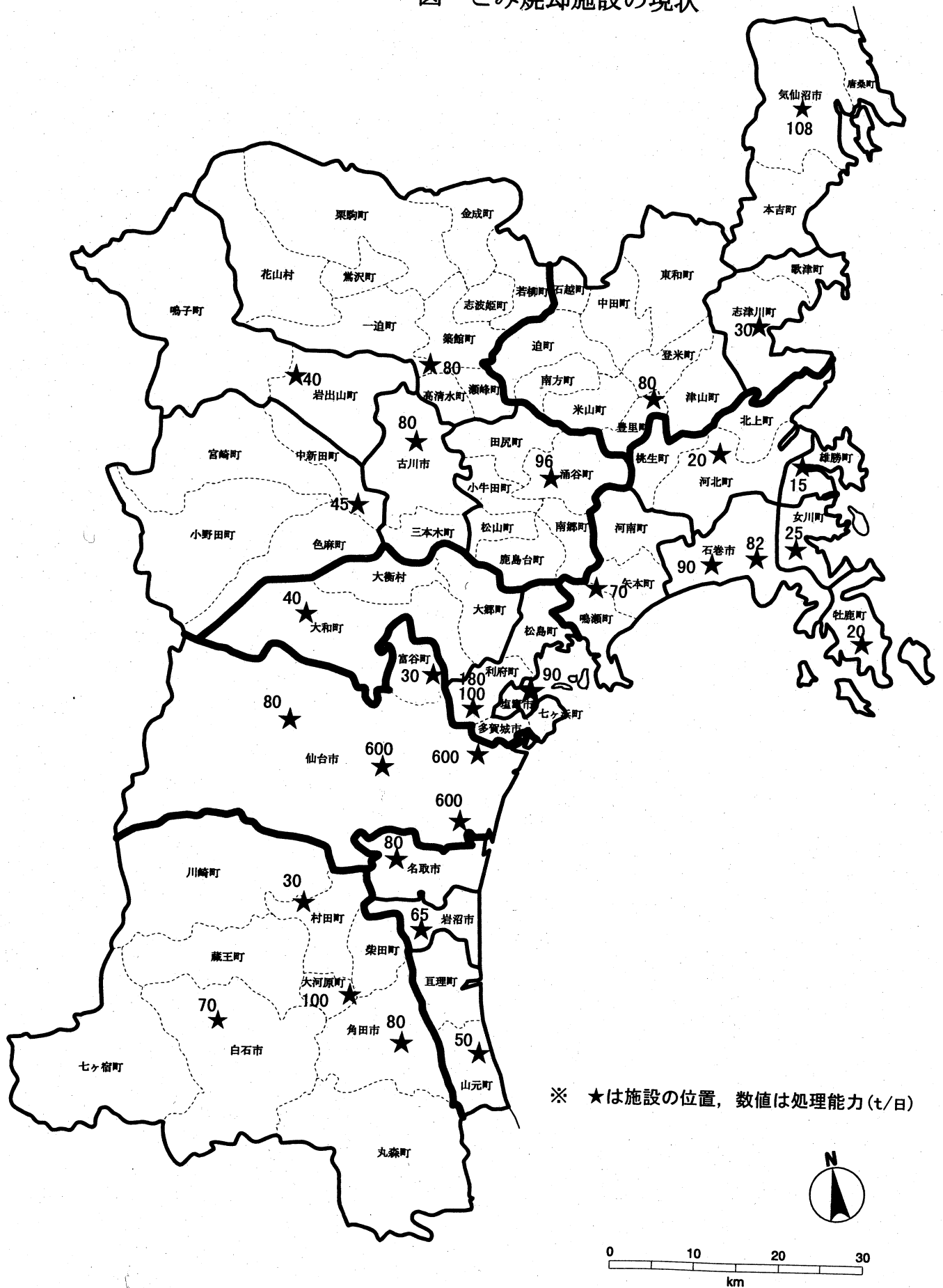
	事業主体名	構成市町村	施設の名称	施設規模:t/日 (方式)	竣工	処理実績【t/年】 (日平均処理量:t)		ダイオキシン類排出濃度 【ng-TEQ/Nm ³ 】	
						H8	H9	H8	H9
仙 南	仙南地域広域行政事務組合	白石市, セケ宿町 角田市, 丸森町 大河原町, 柴田町 蔵王町, 村田町, 川崎町	白石衛生センター	70 (準連)	S56.4	11,746 (32.2)	12,321 (33.8)	12.00	6.40
			角田衛生センター	80 (準連)	H4.3	8,722 (23.9)	9,032 (24.7)	23.50	6.05
			大河原衛生センター	100 (準連)	H8.11	21,061 (57.7)	21,311 (58.4)	3.85	2.75
			村田衛生センター	30 (ハッパ)	H1.3	8,718 (23.9)	9,065 (24.8)	37.00	3.20
名 取 ・ 亘 理	名取市		クリンセンター	80 (準連)	S58.3	15,914 (43.6)	16,428 (45.0)	40.00	5.40
			清掃センター	65 (準連)	S55.3	10,723 (29.4)	11,112 (30.4)	49.26	35.50
			亘理清掃センター	50 (準連)	H5.9	8,965 (24.6)	9,636 (26.4)		40.00
仙 台 ・ 富 谷	仙台市		小鶴工場	600 (全連)	S52.3	107,887 (295.6)	106,981 (293.1)	5.88	6.13
			今泉工場	600 (全連)	S60.12	124,309 (340.6)	124,192 (340.3)	2.60	1.50
			西田中工場	80 (準連)	H1.3	13,170 (36.1)	13,886 (38.0)	4.05	24.25
			葛岡工場	600 (全連)	H7.8	152,588 (418.0)	167,942 (460.1)	0.13	0.05
			清掃センター	30 (ハッパ)	S61.3	9,063 (24.8)	8,510 (23.3)	1.90	0.74

	事業主体名	構成市町村	施設の名称	施設規模:t/日 (方式)	竣工	処理実績【t/年】 (日平均処理量:t)		ダイオキシン類排出濃度 【ng-TEQ/Nm ³ 】	
						H8	H9	H8	H9
宮城・黒川	塩竈市		清掃工場	90 (全連)	S51.5	19,322 (52.9)	19,246 (52.7)	1.80	0.46
	宮城東部衛生処理組合	多賀城市, 七ヶ浜町, 利府町, 松島町	じん芥焼却場	100 (準連) 180 (全連)	S55.4 H7.2	43,464 (119.1)	1,152 43,708 (119.7)	0.20	5.60 1.34
	黒川地域行政事務組合	大和町, 大郷町, 大衡村	環境管理センター	40 (ハッチ)	S55.11	7,485 (20.5)	8,248 (22.6)	17.00	61.00
大崎・栗原	大崎中央環境組合	古川市, 三本木町	清掃環境センター	80 (準連)	S63.3	21,674 (59.4)	22,964 (62.9)	195.00 (9.05)	9.35
	大崎西部環境衛生組合	中新田町, 小野田町, 宮崎町, 色麻町	じん芥焼却場	45 (準連)	S58.3	6,815 (18.7)	5,983 (16.4)	450.00 (7.20)	4.70
	大崎東部環境衛生事務組合	涌谷町, 田尻町, 小牛田町, 鹿島台町, 松山町, 南郷町	カクヤンター	96 (準連)	H3.3	12,315 (33.7)	13,791 (37.8)	36.00	2.70
	玉造環境衛生事務組合	岩出山町, 鳴子町	カクヤンター	40 (準連)	H1.3	6,396 (17.5)	6,263 (17.2)	39.00	270.00 (0.71)
	栗原地域広域行政事務組合	築館町, 若柳町, 栗駒町, 高清水町, 一迫町, 瀬峰町, 鷺沢町, 金成町, 志波町, 花山村	カクヤンター	80 (準連)	H1.3	15,092 (41.3)	15,302 (41.9)	85.5	(0.58)

	事業主体名	構成市町村	施設の名称	施設規模:t/日 (方式)	竣工	処理実績【t/年】 (日平均処理量:t)		ダイオキシン類排出濃度 【ng-TEQ/Nm ³ 】	
						H8	H9	H8	H9
石巻	石巻市		西清掃工場 清掃センター	90 (準連)	S57.3	17,395 (47.7)	9,523 (26.1)	3.60	1.40
				82 (準連)	H1.3	16,959 (46.5)	27,864 (76.3)	35.50	26.25
	雄勝町		クリーンセンター	15 (ハッパ)	H5.3	1,517 (4.2)	1,769 (4.8)	21.00	11.00
	女川町		クリーンセンター	25 (ハッパ)	H3.3	4,551 (12.5)	4,513 (12.4)	30.00	14.00
	牡鹿町		クリーンセンター	20 (ハッパ)	H7.10	1,759 (4.8)	1,773 (4.9)	11.00	3.80
気仙沼・登米	河北地区衛生処理組合	河北町, 桃生町, 北上町	衛生処理センター	20 (ハッパ)	H5.7	2,987 (8.2)	3,122 (8.6)	49.00	8.10
	河南地区衛生処理組合	矢本町, 河南町, 鳴瀬町	衛生処理センター	70 (準連)	H4.3	12,292 (33.7)	13,182 (36.1)	7.55	5.15
	気仙沼地方衛生処理組合	気仙沼市, 本吉町, 唐桑町	クリーンビルセンター	108 (準連)	H7.2	18,209 (49.9)	18,251 (50.0)	1.65	3.10
	志津川歌津環境衛生組合	志津川町, 歌津町	クリーンセンター	30 (ハッパ)	S58.4	4,817 (13.2)	5,030 (13.8)	7.00	2.00
	登米地方環境衛生事務組合	迫町, 登米町, 東和町, 中田町, 豊里町, 米山町, 石越町, 南方町, 津山町	クリーンセンター	80 (準連)	H1.3	15,327 (42.0)	14,176 (38.8)	33.50	36.50

※ダイオキシン類排出濃度の()内の数値は、緊急対策を講じた後の再測定結果を示す。

図 ごみ焼却施設の現状



2 ごみ焼却施設整備の推移

(1) 仙南ブロック

昭和 53 年(1978)	平成 10 年(1998)	備考
仙南地域広域行政事務組合 ・白石衛生センター := 30t/day 機バ, S44～ ・角田衛生センター := 20t/day バ, S44～ & 15t/day バ, S49～ ・大河原衛生センター := 30t/day 機バ, S45～ & 50t/day 準連, S50～ ・村田衛生センター := 20t/day 機バ, S49～ & 20t/day 機バ, S53～ 【4 施設 185t/day】	仙南地域広域行政事務組合 ・白石衛生センター := 70t/day 準連, S56～ ・角田衛生センター := 80t/day 準連, H4～ ・大河原衛生センター := 100t/day 準連, H8～ ・村田衛生センター := 30t/day 機バ, H1～ 【4 施設 280t/day】	

(2) 名取・亶理ブロック

昭和 53 年(1978)	平成 10 年(1998)	備考
名取市 ・清掃処理場 := 30t/day 機バ, S45～ 岩沼市 ・塵芥焼却場 := 10t/day バ, S42～ & 10t/day バ, S47～ 亶理町 ・塵芥焼却場 := 10t/day バ, S44～ & 20t/day 機バ, S49～ 山元町 ・環境衛生センター := 20t/day 機バ, S51～ 【4 施設 100t/day】	名取市 ・クリーンセンター := 80t/day 準連, S58～ 岩沼市 ・清掃センター := 65t/day 準連, S55～ 亶理地区行政事務組合 → ・亶理清掃センター := 50t/day 準連, H5～ 【3 施設 195t/day】	

(3) 仙台・富谷ブロック

昭和53年(1978)	平成10年(1998)	備考
仙台市 ・松森清掃工場 := 300t/day 全連, S46~ ・小鶴清掃工場 := 600t/day 全連, S52~ 京市 ・松森ごみ焼却場 := 120t/day 全連, S51~ 秋保町 ・塵芥焼却場 := 13t/day 機バ, S53~ 宮城町 ・塵芥焼却場 := 10t/day 機バ, S46~ & 10t/day 機バ, S54~ 富谷町 ・ごみ焼却場 := 4.5t/day バ, S47~ & 5t/day バ, S50~ 【6施設 1,058t/day】	仙台市 ・小鶴工場 := 600t/day 全連, S52~ ・今泉工場 := 600t/day 全連, S60~ ・西田中工場 := 80t/day 準連, H1~ ・葛岡工場 := 600t/day 全連, H7~ 富谷町 ・ごみ焼却場 := 30t/day 機バ, S61~ 【5施設 1,910t/day】	

(4) 宮城・黒川ブロック

昭和53年(1978)	平成10年(1998)	備考
塩竈市 ・清掃工場 := 90t/day 全連, S51~ 宮城東部衛生処理組合 ・塵芥焼却場 := 100t/day 準連, S55~ 黒川衛生処理組合 ・ごみ焼却場 := 40t/day 機バ, S55~ 【3施設 230t/day】	塩竈市 ・清掃工場 := 90t/day 全連, S51~ 宮城東部衛生処理組合 ・塵芥焼却場 := 100t/day 準連, S55~ & 180t/day 全連, H7~ 黒川地域行政事務組合 ・環境管理センター := 40t/day 機バ, S55~ 【5施設 410t/day】	

(5) 石巻ブロック

昭和53年(1978)	平成10年(1998)	備考
石巻市 ・西清掃工場 := 90t/day 準連, S57～ ・東清掃工場 := 60t/day 機バ, S50～ 雄勝町 ・ごみ処理場 := 10t/day 機バ, S49～ 女川町 ・塵芥処理場 := 16t/day 機バ, S46～ 牡鹿町 ・ごみ焼却場 := 10t/day 機バ, S49～ 河北地区衛生処理組合 ・衛生処理センター := 20t/day 機バ, S47～ 河南地区衛生処理組合 ・衛生処理センター := 30t/day 機バ, S48～ 【7施設 246t/day】	石巻市 ・西清掃工場 := 90t/day 準連, S57～ ・清掃センター := 82t/day 準連, H1～ 雄勝町 ・クリーンセンター := 15t/day 機バ, H5～ 女川町 ・クリーンセンター := 25t/day 機バ, H3～ 牡鹿町 ・クリーンセンター := 20t/day 機バ, H7～ 河北地区衛生処理組合 ・衛生処理センター := 20t/day 機バ, H5～ 河南地区衛生処理組合 ・衛生処理センター := 70t/day 準連, H4～ 【7施設 322t/day】	

(6) 大崎・栗原ブロック

昭和 53 年(1978)	平成 10 年(1998)	備考
古川市・三本木町衛生処理組合 ・衛生処理場 := 50t/day 機バ, S49～ 中新田・色麻じん芥処理組合 ・塵芥焼却場 := 15t/day 機バ, S46～ 小野田町 ・月崎焼却場 := 10t/day 機バ, S49～ 宮崎町 ・塵芥処理場 := 3t/day バ, S46～ 遠田三町塵芥処理組合 ・塵芥処理場 := 25t/day 機バ, S47～ 鹿島台・松山・南郷塵芥処理組合 ・こみ焼却場 := 8t/day バ, S49～ & 18t/day 機バ, S53～ 岩出山町 ・塵芥処理場 := 20t/day 機バ, S49～ 鳴子町 ・塵芥焼却場 := 20t/day 機バ, S46～ 栗原地域広域行政事務組合 ・一迫焼却場 := 30t/day 機バ, S48～ ・金成焼却場 := 20t/day 機バ, S48～ ・鶯沢焼却場 := 25t/day 機バ, S49～	大崎中央環境組合 → ・清掃環境センター := 80t/day 準連, S63～ 大崎西部環境衛生組合 → ・じん芥焼却場 := 45t/day 準連, S58～ 大崎東部環境衛生事務組合 → ・クリーンセンター := 96t/day 準連, H3～ 玉造環境衛生事務組合 → ・クリーンセンター := 40t/day 準連, H1～ 栗原地域広域行政事務組合 → ・クリーンセンター := 80t/day 準連, H1～	【11 施設 244t/day】 【5 施設 341t/day】

(7) 気仙沼・登米ブロック

昭和 53 年(1978)	平成 10 年(1998)	備考
気仙沼市 ・ ごみ焼却場 := 80t/day 機バ, S49～ 本吉町 ・ ごみ焼却場 := 10t/day 機バ, S48～ 唐桑町 ・ 塵芥処理場 := 5t/day バ, S41～ 志津川町 ・ 塵芥焼却場 := 10t/day バ, S45～ 歌津町 ・ ごみ焼却場 := 6t/day 機バ, S50～ 迫町 ・ 塵芥処理場 := 7.5t/day バ, S39～ & 8t/day バ, S46～ 登米・津山塵芥処理組合 ・ 塵芥処理場 := 7t/day バ, S45～ 東和町 ・ ごみ焼却場 := 4.5t/day バ, S46～ 中田町 ・ 塵芥焼却場 := 15t/day 機バ, S50～ 米山町・豊里町・南方町塵芥処理組合 ・ 塵芥焼却場 := 10t/day 機バ, S46～ 【11 施設 163t/day】	気仙沼地方衛生処理組合 ・ クリーンセンター := 108t/day 準連, H7～ 志津川歌津環境衛生事務組合 ・ クリーンセンター := 30t/day 機バ, S58～ 登米地方環境衛生事務組合 ・ クリーンセンター := 80t/day 準連, H1～ 【3 施設 218t/day】	

昭和 53 年(1978)	平成 10 年(1998)	備考
【45 施設 2,230.5t/day】 日平均焼却量:=997t	【31 施設 3,676t/day】 日平均焼却量:=2,000t 【H8】	



3 一般廃棄物処理事業経費（平成8年度）

広域ブロック名及び 現状のごみ処理主体		ごみ処理経費（千円）			
		収集運搬費	中間処理費	最終処分費	合 計
仙 南	仙南地域広域行政事務組合	371,339	504,154	77,797	953,290
名取・亘理	名 取 市	137,564	353,933	33,453	524,950
	岩 沼 市	70,516	226,711	27,021	324,248
	亘理地区行政事務組合	49,257	107,109	8,925	165,291
仙・富 台・谷	仙 台 市	4,794,684	5,009,618	394,355	10,198,657
	富 谷 町	58,178	114,512	7,943	180,633
宮城・黒川	塩 竈 市	18,564	272,924	87,307	378,795
	宮城東部衛生処理組合	313,214	482,650	45,605	841,469
	黒川地域行政事務組合	61,600	81,649	16,474	159,723
大崎・栗原	大崎中央環境組合	231,708	297,609	31,617	560,934
	大崎西部環境衛生組合	86,097	135,583	3,586	225,266
	大崎東部環境衛生事務組合	93,735	169,339	15,184	278,258
	玉造環境衛生事務組合	52,182	130,055	4,416	186,653
	栗原地域広域行政事務組合	122,007	202,537	1,398	325,942
石 巻	石 巻 市	642,384	459,775	90,938	1,193,097
	雄 勝 町	15,646	44,144	8,484	68,274
	女 川 町	39,562	52,592	8,640	100,794
	牡 鹿 町	39,809	39,869	499	80,177
	河北地区衛生処理組合	50,666	42,610	8,090	101,366
	河南地区衛生処理組合	88,315	190,677	46,031	325,023
気仙沼・登米	気仙沼地方衛生処理組合	321,137	250,245	43,193	614,575
	志津川歌津環境衛生組合	33,226	58,580	5,230	97,036
	登米地方環境衛生事務組合	88,820	230,986	12,157	331,963
合 計		7,780,210	9,457,861	978,343	18,216,414

※一般廃棄物処理事業実態調査（平成8年度）の結果による。ただし、一部事務組合については、構成市町村の経費の合計である。

4 焼却対象ごみ量の予測

(t/年)

ブロック名	現 状 (平成9年度)	平成14年度	平成20年度	平成25年度
仙 南	51,729	52,560	69,350	78,475
		(63,145)	(74,095)	(83,585)
名取・亶理	35,285	45,625	57,305	67,890
		(49,275)	(61,320)	(72,270)
仙台・富谷	408,290	458,075	529,615	594,220
		(506,985)	(579,985)	(645,685)
宮城・黒川	71,584	84,315	96,725	109,865
		(100,375)	(112,055)	(131,400)
大崎・栗原	61,442	74,460	87,235	98,915
		(80,300)	(94,535)	(106,215)
石 巻	60,560	60,590	62,415	64,240
		(71,540)	(81,030)	(83,220)
気仙沼・登米	39,289	33,580	31,390	30,660
		(38,325)	(36,500)	(35,770)
計	728,179	815,410	934,035	1,044,265
		(909,945)	(1,042,805)	(1,158,145)

※ 例年実施している「一般廃棄物処理事業実態調査」の平成4年度から8年度までの結果をもとに単純推計した結果が、下段()内の数値である。

上段の数値は、排出抑制策を講じた場合の推計値であり、排出抑制策としては、平成17年度までに、ブロック内で最も資源化・リサイクル率が高い市町村のレベルにブロック内の全市町村が資源化・リサイクル率を高めることを見込んでいる。

5 ごみ処理方式の概要

施設計画を策定するにあたっては、廃棄物処理技術の現状を把握し、各種処理技術の中から、当該広域ブロックにおいて施設整備にあたりもっとも優位であると判断される技術を選択することが重要な作業となる。

ここでは、各広域ブロックにおいて採用する技術を検討するにあたっての基本的な技術情報を提供すること目的に、現状の廃棄物処理技術を総括的に整理する。

廃棄物処理技術については、大きく2つの観点から整理できる。

① 既存処理施設の改造技術

② 新規施設の処理技術

(1) 既存処理施設の改造技術

既存処理施設の改造技術とは、現在稼働している廃棄物処理施設の一部設備を改造もしくは追加的な設備を設置することで、より高度な処理を実施することを目的としたものである。

高度化設備については、表-1 の通り概要を取りまとめることができる。

表-1 高度化設備の概要

設備名	技術の概要
灰溶融処理設備	焼却残渣を 1,300℃～1,500℃に加熱し、無機質を溶融して、スラグとして排出する方式であり、焼却残渣中のダイオキシン類を 99%以上分解する能力もある。一般にこの方式には大きな熱源が必要であり、灯油、コークス、電気が用いられる。
加熱脱塩素化処理設備	集塵灰を低酸素雰囲気で 350℃～550℃に加熱し、ダイオキシン類を 95%以上分解するものであり、灰溶融に比べて、分解性能は低いものの、比較的安価で設置スペースが小さいというメリットがある。
ダイオキシン類除去設備 (排ガス系)	排ガス中のダイオキシン類を除去するものであり、活性炭(吹き込み、または吸着塔設置)を用いた吸着除去法と脱硝用触媒をベースとした酸化触媒などを用いた分解除去法がある。
高効率発電設備	ごみ焼却施設における発電の効率を高めようとするものであり、ガスタービン廃熱などの外部エネルギーを利用する方法(スーパーごみ発電)とボイラーの高温高圧化を図る方法がある。

また、表-1 以外もしくは、一部包括される既存処理施設の改造としては、以下の事項が考えられる。

- ① 準連続運転炉から全連続運転炉に対応するための焼却炉本体及び関連設備の改造
- ② 炉下灰と集塵灰とを分離した灰出し設備及び灰貯留ピットの改造・増設
- ③ 焼却灰の安定化処理設備の改造・増設
- ④ 集塵設備の電気集塵機からろ過式集塵機（バクフィルター）への変更及びそれに伴う関連設備の改造・増設
- ⑤ 排ガスなどのモニタリング機器の設置

(2) 新規施設の処理技術

今後廃棄物の処理施設を整備する場合、処理対象とする廃棄物の種類により、表-2 に整理する処理施設が考えられる。

表-2 廃棄物の種類による処理施設

廃棄物の種類	採用可能な処理施設
可燃ごみ	・ 焼却施設（従来型ストーカ炉もしくは流動床炉） ・ 熱分解ガス化熔融炉 ・ RDF 化施設
不燃ごみ・資源ごみ	・ 破碎・選別及び圧縮・梱包施設 （ストックヤードを含む）
粗大ごみ	・ 粗大ごみ処理施設
厨芥類等	・ 高速堆肥化施設
厨芥類等及びし尿汚泥	・ 汚泥再生処理センター

表-2 に示す各廃棄物処理施設の特徴について、その概要を表-3 に整理する。

表-3 各廃棄物処理施設の概要 (1/3)

施設名	施設の特徴
焼却炉 (従来型ストーカ炉及び流動床炉)	従来型ストーカ炉及び流動床炉は、可燃ごみの焼却技術として最も実績が豊富である。 ①ストーカ炉 ストーカ炉は、ホッパーに貯留したごみをブッシャー（ごみの供給装置）で供給しながら連続して燃焼、焼却させる装置である。焼却炉は長方形でごみの流れに沿って「乾燥段」、「燃焼段」、「後燃焼段」の機械的に可動な火格子（ストーカ）で構成されている。 燃焼空気は、格段の下部から火格子の隙間を通過して供給される。 ごみは、「乾燥段」に供給され、燃焼ガスの輻射を受け、乾燥・加熱され、一部熱分解を起こしながら「燃焼段」に送られる。燃焼段ではガス化燃焼が起こり、固形分がガス化燃焼、または固形分がそのまま燃焼する。燃え残りの固形分（炭素分）は「後燃焼段」に送られ、完全燃焼する。 燃焼を安定的にかつ効率良く行うためには、ごみの攪拌と熱風との接触効率を上げ、燃焼ガスの対流・輻射熱や、壁からの輻射熱を効率よく乾燥に用いることが必要であるが、そのために各種のストーカ方式、及び炉構造が開発されている。 炉内のごみの滞留時間が流動床炉に比べて長く、十分な燃焼時間が確保でき、その分だけ瞬間的なごみ質の変動に対して安定した運転が可能である。 ②流動床炉 流動床炉は、炉底部から分散装置を介して燃焼用空気を供給し、分散装置上部の珪砂を流動化させ、その中にごみを供給し、瞬間的に乾燥させ、燃焼焼却する装置である。 炉内は高温の砂が流動化（湯が沸騰している状態）しており、供給されたごみは砂との激しい接触により瞬間的に乾燥される。また、急激に加熱・熱分解され一部のガスは砂層内で燃焼し、残りのガスは砂層上部のフリーボードと呼ばれる空間で二次燃焼される。固形分（炭素分）は砂層中で流動燃焼する。 また、砂層でごみを焼却させることから、不燃物は炉底部より砂と共に排出され、振動ふるいで分離・除去された後、コンベヤで搬出される。 砂を熱媒体にして流動床を形成しているため、蓄熱量が大きく、また燃焼速度がストーカ炉に比べて大きい間欠運転が可能で、炉内は十分な攪拌のもとで燃焼しているため、焼却残渣（ボトムアップ）の熱しゃく減量は完全に1%以下になる。

表-3 各廃棄物処理施設の概要 (2/3)

施設名	施設の特徴
熱分解ガス化熔融炉	熱分解ガス化熔融炉は、下記の4タイプに分類される。 ①外熱キルン方式 ロータリーキルン型の炉を使って投入物を間接加熱しながら熱分解させる方式である。間接加熱の熱源には、排ガス工程から回収した熱を循環させて用いる。流動床方式などと比べると、キルンの設置面積を多くとる点では不利となるが、熱分解の反応速度が遅い分、ごみのカロリー量の変動には追従しやすいと言われている。 ②流動床方式 流動床タイプの炉内で処理物の一部を自然させながら熱分解させる方式である。キルン方式に比べて、熱分解時の反応速度が速く、設置スペースも取らないが、その分、ごみのカロリー量の変動には追従しにくい面もあると言われている。 ③シャフト炉方式 高炉形式のシャフト炉技術を応用したもので、一つの炉内で廃棄物のガス化と熔融を同時に行うため、設備をコンパクトに抑えられるというメリットがある。還元剤としてコークスを使って、炉内を高温雰囲気を保つ。 ④サーモセレクト方式 キルンタイプとは異なり、横長の固定床炉内に廃棄物をプレスして押し込みながら乾燥・熱分解させる方式である。ここで生じた熱分解ガスは燃焼させずに1200℃で4秒以上キープすることで、改質した後、70℃まで急冷することによってダイオキシン類の発生と再合成を防ぐと同時に洗浄し、そのまま燃料ガスとして回収する。一方、熱分解カーボンに対しては、純酸素を吹き込み、やはり燃焼させずにカーボンの発生する熱で熔融し、メタル分の分離とスラグ化を行う。

表-3 各廃棄物処理施設の概要（3／3）

施設名	施設の特徴
R D F 化施設	RDFとは、廃棄物を利用して固形状に成形された固形燃料の総称である。 RDFの製造プロセスは、基本的に次の3つの工程で成り立っている。 ① 破碎工程 ② 選別工程 ③ 成形工程 また、水分の多い一般廃棄物を取り扱うときは、乾燥工程を必要とする。さらに、燃料としてRDFに要求される資質である、長期保存に耐える安定性を確保するために化学処理が必要となる。 RDF化施設のプロセスについては、上記工程の組み合わせにより、概ね2種類が考えられる。 RDF化施設の導入にあたっては、RDFが一般に流通可能な燃料として認知されていないのが現状であることから、製造されるRDFの供給先を確保しておくことが必要となる。
高速堆肥化施設	強制的な通風、機械的な攪拌を連続あるいは間欠的に行うことによって、原料中の酸素濃度をある一定レベル以上に保ち良好な好氣的発酵を行う。一次発酵に7～10日程度、二次発酵に1ヶ月程度をかけて工業的規模で短時間に堆肥化を行うことが可能である。 プラスチック類などの無機性廃棄物の混入がみられる場合には、所定の能力が発揮できなくなってしまうことから、前処理段階で、これらの廃棄物を除去することが課題である。
破碎・選別及び圧縮・梱包施設 (ストックヤードを含む) 粗大ごみ処理施設	収集搬入されるごみの種類により独立した処理ラインを設ける方法が多く採用されるようになってきており、容器包装リサイクル法に基づく分別収集がより一層徹底されるようになれば、独立処理ライン数は増加する一方、各処理ラインの機器構成は圧縮・梱包を主体に単純化される傾向になるものと判断される。 また、圧縮・梱包された再生品のストックヤードの整備についても、今後重要な施設のひとつとして位置付けられるものと考えられる。
汚泥再生 処理センター	し尿、浄化槽汚泥の他に、厨芥類などの有機性廃棄物を処理対象とすることになる。従来のし尿処理施設に加え、高速メタン発酵を行うことにより、メタンガスを抽出し、ガスタービン発電や熱源燃料として有効利用することが可能である。 また、高速メタン発酵後の汚泥は、脱水し、コンポスト化することが可能である。

また、通常焼却施設の付帯設備として設置されることが望まれている焼却灰の溶融設備には、表-4 に示す方式が考えられる。

表-4 焼却灰の溶融設備

溶融方式	採用可能な処理施設
電気溶融方式	電気により溶融する方法としては、プラズマ加熱方式、アーク加熱方式、抵抗加熱方式、誘導加熱方式などがあり、電気溶融方式は種類が多い。
バーナー（表面）溶融方式	燃料（灯油）を用いて焼却灰を溶融固化する方法で、この方法にはフィルム溶融方式と旋回流式溶融方式などがある。燃料としては灯油のほか重油、廃油などを用いることもできる。
コークスベット式溶融方式	炉頂部より焼却灰と共にコークス、石灰石を供給し、熱風を炉底より吹き込んでコークスの燃焼熱で溶融固化する。この技術は鉄鋼業の溶鉱炉と同じ方式で効率的な溶融をコントロールするために空気吹き込みに替えて純酸素を吹き込む方法も行われている。

6 ごみ処理の広域化に関する県民意識調査結果の概要

(1) 調査時期

平成10年2月

(2) 調査方法

郵送留置法によるアンケート調査

(3) 調査対象者選定方法

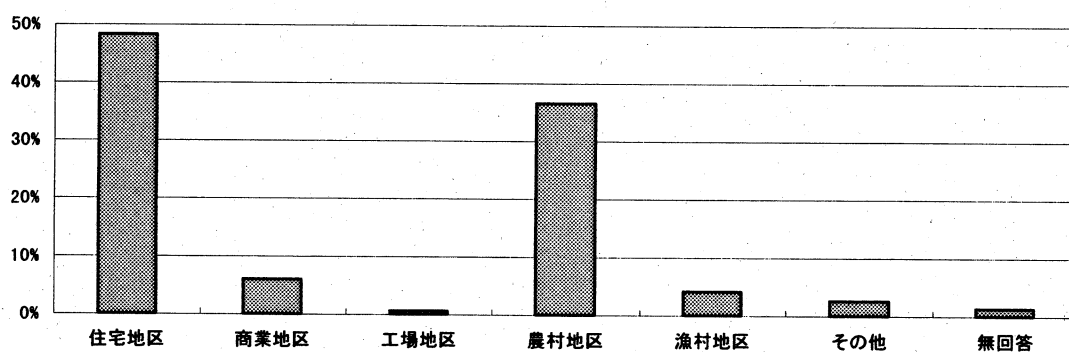
県内に居住する有権者と県政モニター経験者を対象として無作為抽出（各1,000名）

(4) 調査対象数と回収率

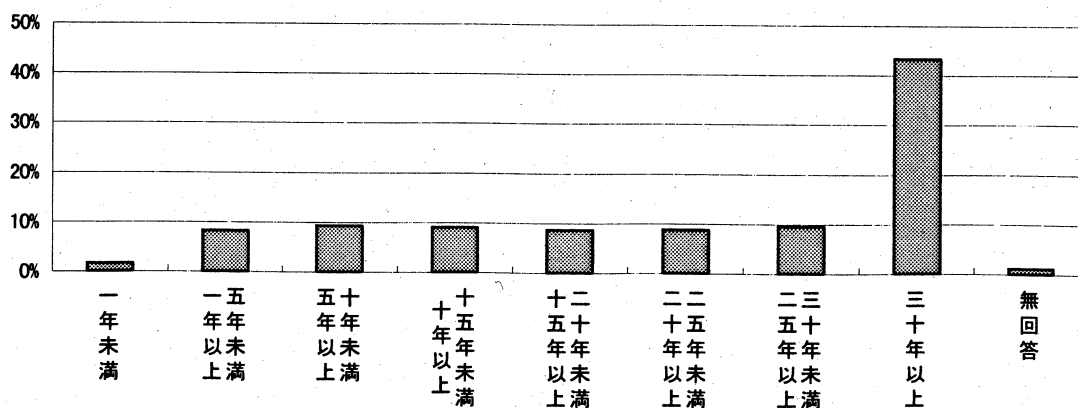
配布数	回収数	回収率
2,000件	1,090件	54.5%

(5) 回答者について

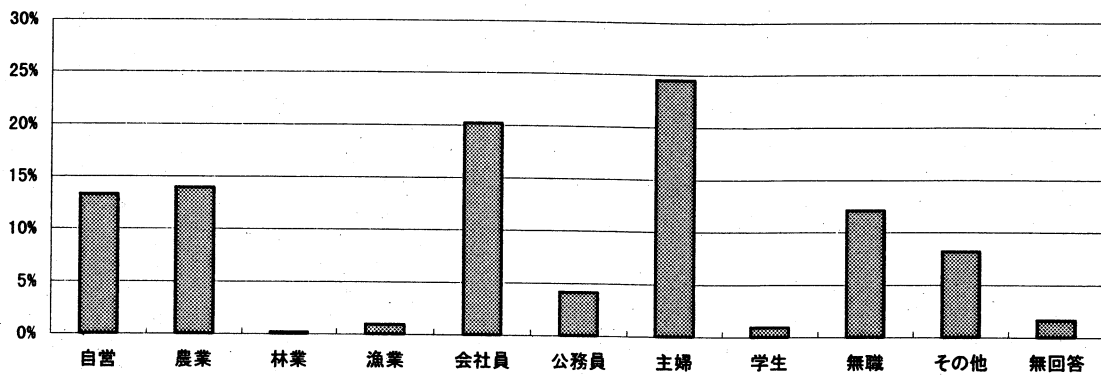
イ 居住地区



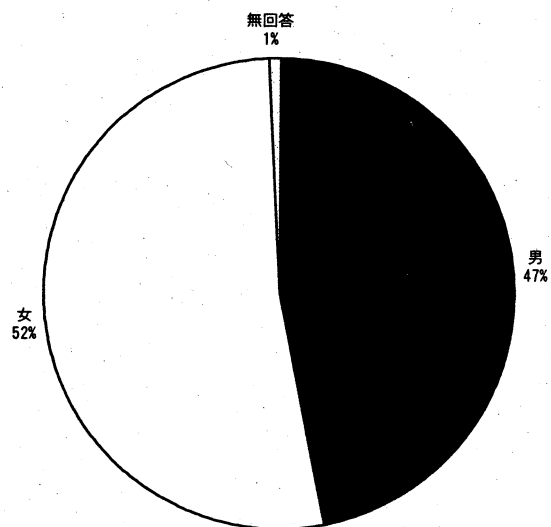
ロ 居住年数



ハ 職業

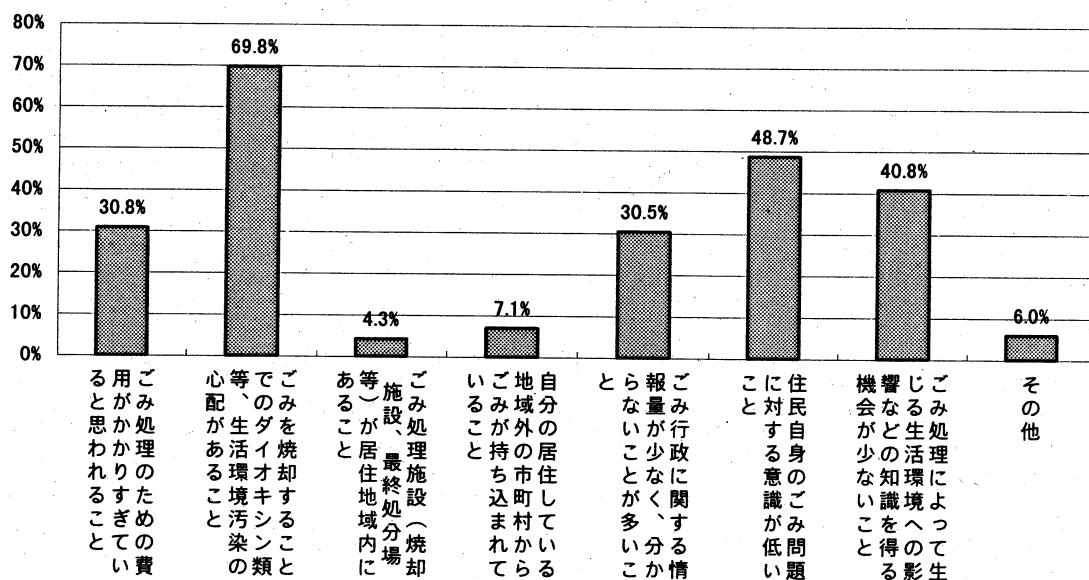


ニ 性別



(6) 現在のごみ処理で最も問題だと思うこと

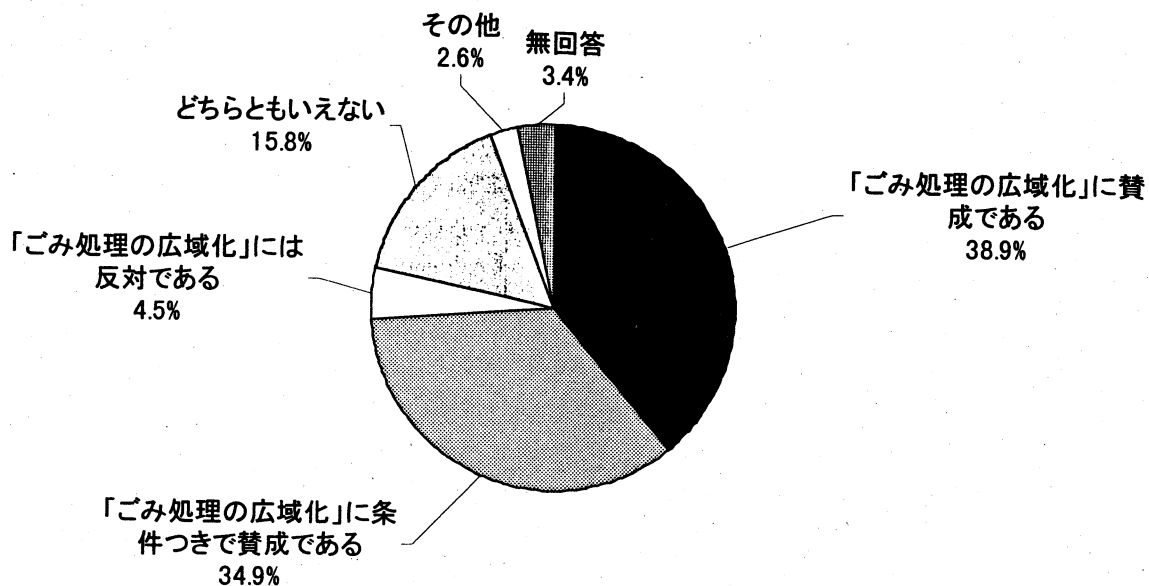
現在のごみ処理での問題はどんな点にあると思うかという設問に対しては、『ごみを焼却することでのダイオキシン類等、生活環境汚染の心配があること』が他回答と比べ群を抜いて高く、761件(69.8%)で回答者の7割弱が問題点として挙げており、ごみ処理の問題について今後住民理解を得ていく上での重要なポイントであると推察される。また、2位の『住民自身のごみ問題に対する認識が低いこと』が31件(48.7%)や3位の『ごみ処理によって生じる生活環境への影響などの知識を得る機会が少ないこと』445件(40.8%)、さらに5位の『ごみ行政に関する情報量が少なく、分からないことが多いこと』332件(30.5%)の一連の回答結果を見ると、最も問題とする生活環境汚染について知識を得る機会やごみ行政に関する情報提供を求める傾向が強く、その裏側には、ごみに対する住民意識が低いのは情報不足や勉強する機会が不足していることを指摘する姿もうかがえる。



(7) 「ごみ処理の広域化」に対する県民意識

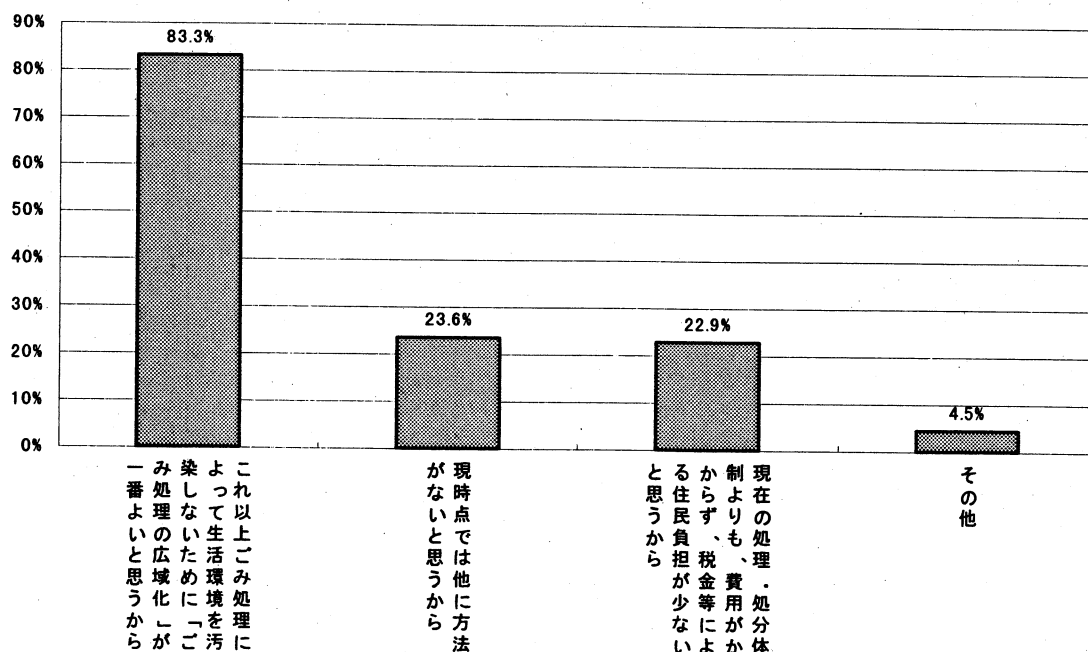
イ 「ごみ処理の広域化」についての考え

「ごみ処理の広域化」に対して賛成か反対かについてたずねたところ、『賛成である』と回答した人が最も多く38.9%(424件)、次いで『条件つきで賛成である』が34.9%(380件)となっており、この2つの回答を合わせると『概ね賛成』とした人が73.8%(804件)で全体の7割以上を占めている。『反対である』は、4.5%(49件)であり、「ごみ処理の広域化」にはかなり前向きな意識を持っていると考えられる。



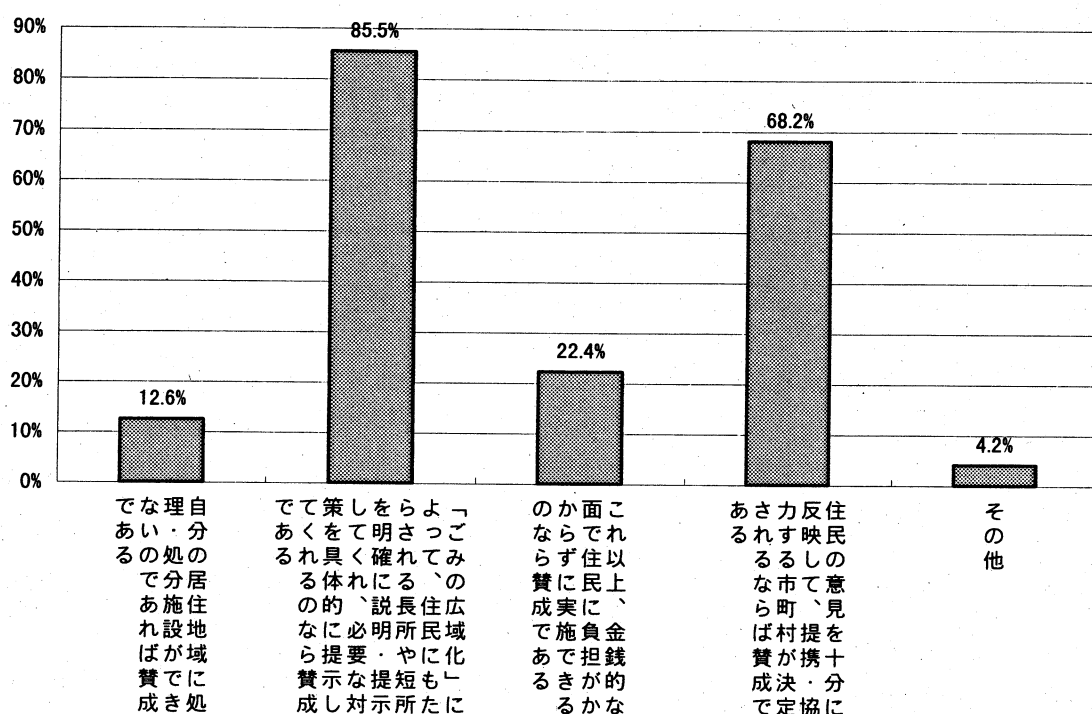
□ 「ごみ処理の広域化に賛成」と回答した理由（複数回答）

『ごみ処理の広域化に賛成である』と回答した理由については、『これ以上ごみ処理によって生活環境を汚染しないために「ごみ処理の広域化」が一番良いと思うから』を挙げた人が最も多く、賛成と回答した 424 件中 353 件 (83.3%) で 8 割以上の方が理由として挙げており、生活環境を汚染しないための方法として「ごみ処理の広域化」を肯定する人の割合は高い。



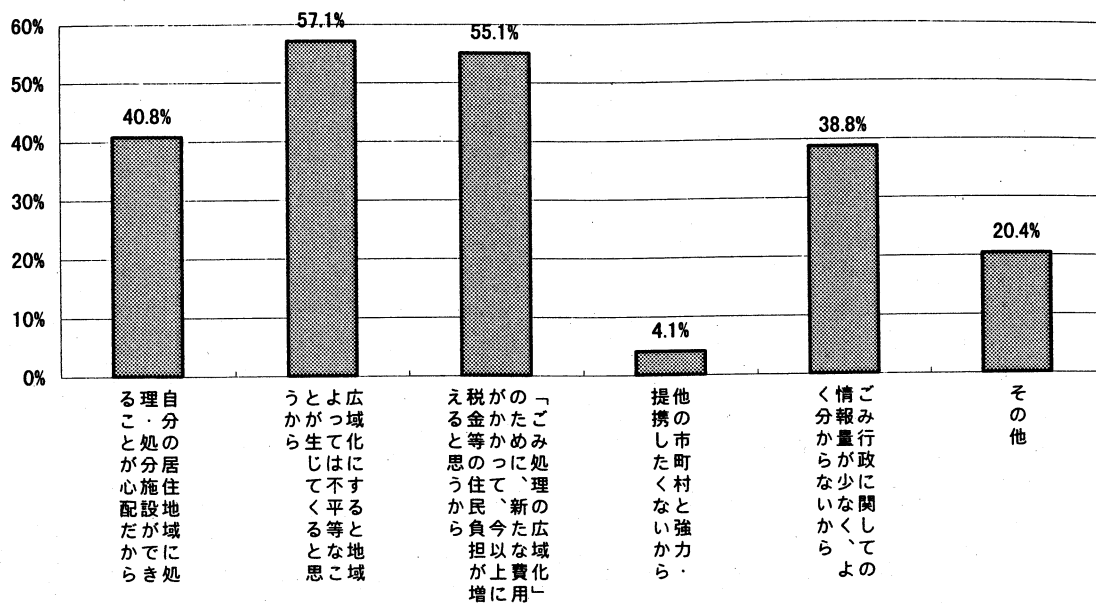
ハ 「ごみ処理の広域化に条件つきで賛成」の具体的条件

「ごみ処理の広域化」に対して『条件つきで賛成』とした人 380 件に対して、賛成するための条件とは何かを聞いたところ、『「ごみ処理の広域化」によって、住民にもたらされる長所や短所を明確に説明・提示してくれ、必要な対策を具体的に提示してくれるのなら賛成である』がトップで 85.5% (325 件) となっており、「ごみ処理の広域化」に必要な情報提供や説明を求める理由を挙げた人が多い。これに次ぐ回答は『住民の意見を十分に反映して、提携・協力する市町村が決定されるならば賛成である』で 68.2% (259 件) となっている。



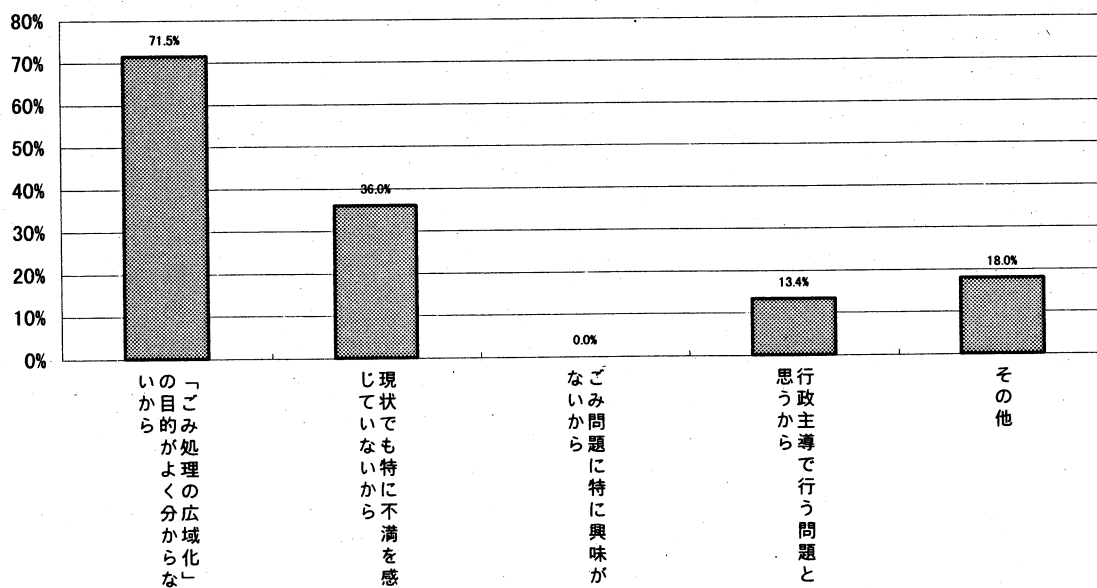
ニ 「ごみ処理の広域化に反対」の理由

「ごみ処理の広域化」に対して反対した 49 件の理由の 1 位は、『広域化すると地域によっては不平等が生じてくると思うから』が 57.1% (28 件)、次いで 2.0 ポイント (1 件) の差で『「ごみ処理の広域化」のために、新たな費用がかかって、今以上に税金等の住民負担が増えると思うから』55.1% (27 件) が次いでいる。また、『ごみ行政に関する情報が少なく、よく分からないから』とした回答が 38.8% (19 件) で、順位こそ 4 位ではあるが「ごみ行政」に関する情報提供を求める割合も多い。



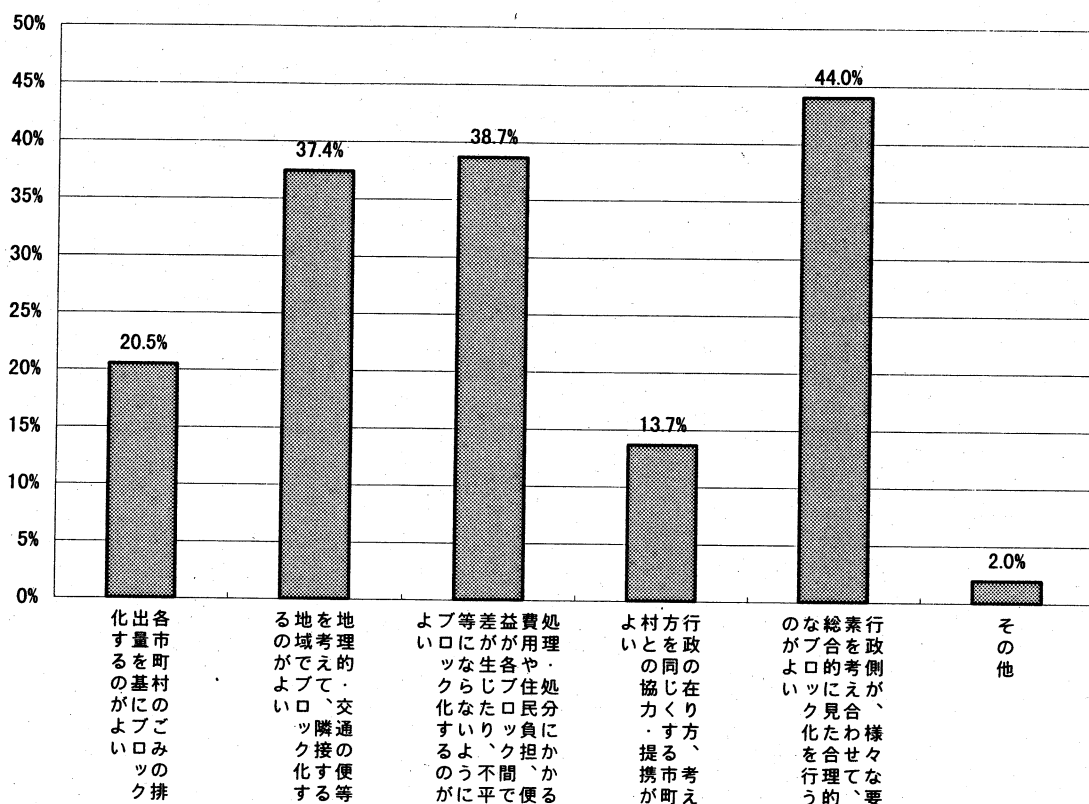
※ 「ごみ処理の広域化に賛成・反対のどちらともいえない」理由

「ごみ処理の広域化」に対して、賛成・反対のいずれかを明言できない理由については、『ごみ処理の広域化の目的がよく分からないから』が最も多く71.5%（123件）と7割以上を占めており、「ごみ処理の広域化」についての説明や情報提供を求めている。



(8) 望ましい区域設定に対する考え方

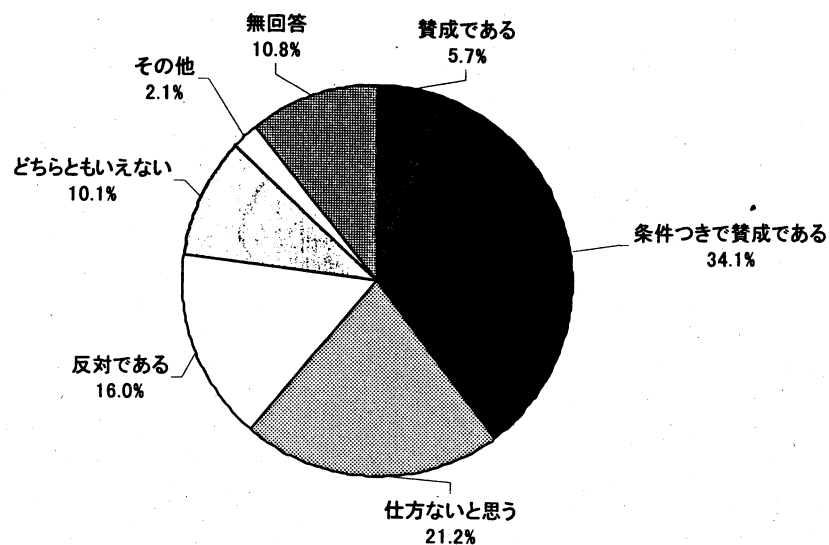
「ごみ処理の広域化」に『賛成』又は『条件つきで賛成』とした回答者に、どのような考え方で市町村が協力・提携することが望ましいかを聞いたところ、1位の回答は『行政側が、様々な要素を考え合わせて、総合的に見た合理的なブロック化を行うのがよい』354件(44.0%)、2位が『処理・処分にかかる費用や住民負担、便益が各ブロック間で差が生じたり、不平等にならないようにブロック化するのがよい』311件(38.7%)、3位が『地理的・交通の便等を考えて、隣接する地域でブロック化するのがよい』301件(37.4%)となっている。



(9) 自分の居住地域にごみの処理・処分場が設置されることへの意見

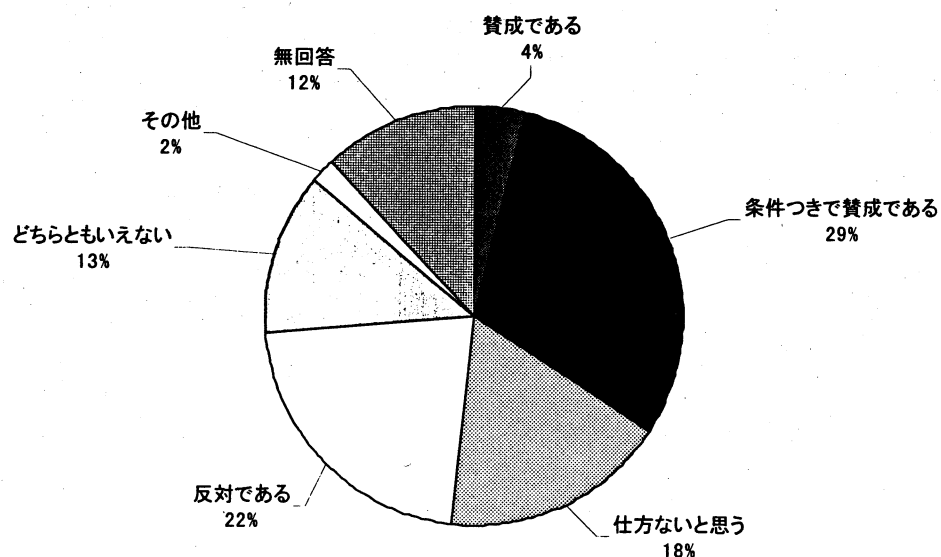
イ ごみ焼却施設

ごみ焼却施設が自分の居住地域に設置されるとしたらどう思うかをたずねたところ、『条件つきで賛成である』とした人が最も多く 372 件(34.1%)、『仕方ないと思う』231 件(21.2%)が次いでおり、これに『賛成である』62 件(5.7%)を加えると約6割以上の方が『反対』という意見は示していない。一方『反対』と明言した人は174件(16.0%)にとどまっている。



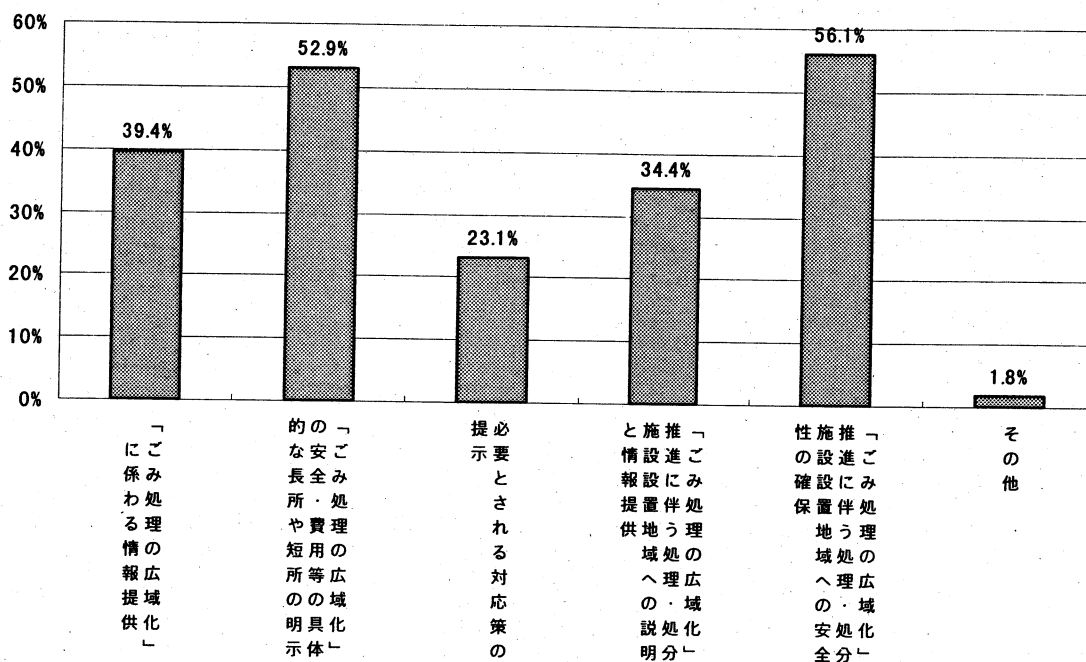
Ⅱ 最終処分場

最終処分場が自分の居住地域に設置されることについては、『条件つきで賛成である』が最も多く 329 件 (29.0%)、次いで『反対である』が 238 件 (22.0%) となっており、1 位に挙げられた回答はごみ焼却場の場合と同じものの、2 位に『反対』と明言する意見が続いており、ごみ焼却場設置に対するよりも最終処分場に対する反対意見の割合は高い。



(10) 「ごみ処理の広域化」推進にあたって行政に望むこと

「ごみ処理の広域化」を推進していくにあたって、行政にどのようなことを望むのかを聞いたところ、『「ごみ処理の広域化」推進に伴う処理・処分場設置地域への安全性の確保』が最も多く611件(56.1%)、次いで『「ごみ処理の広域化」の安全・費用等の具体的な長所と短所の明示』577件(52.9%)となっている。



県民意識調査結果の要約

- ごみ処理の問題点
 - ・ 環境汚染への懸念
 - ・ 情報不足
- ごみ処理の広域化への意識
 - ・ 概ね賛成
- 広域化を進めるにあたっての留意事項
 - ・ 環境への配慮，安全性の確保
 - ・ 情報提供
 - ・ コストや便益等のブロック間での平等性の確保

7 ごみ処理広域化検討会委員名簿

平成10年4月1日現在

	氏 名	所 属
座 長	石 附 成 二	宮城県環境生活部長
副 座 長	赤 間 信 彦	同 環境生活部次長
委 員	米 澤 健	同 総務部市町村課長
	黒 沢 正 敏	同 企画部地域振興課長
	森 泰 明	同 環境生活部環境対策課長
	小 林 伸 一	同 環境生活部廃棄物対策課長
	星 熙	同 企業局次長兼総務課長
	高 橋 亨	仙台市環境局総務課長
	下 山 隆	石巻市生活環境部ごみ処理対策課長
	豊 嶋 久 義	古川市市民部生活環境課長
	村 上 徹	気仙沼市民生部生活環境課長
	斎 藤 寿	角田市環境保全課長
	鈴 木 源	多賀城市市民経済部次長
	小笠原 浩	岩沼市民生部生活環境課長
	佐々木 幸 男	一迫町町民生活課長
	星 富 雄	迫町町民生活課長

※多賀城市及び岩沼市については、平成10年10月以降参加

宮城県ごみ処理広域化計画

平成 1 1 年 3 月

環境生活部廃棄物対策課

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目 8-1

TEL 022-211-2648



古紙配合率 100%再生紙を使用しています。